

熊 本 県 情 報 公 開 条 例

解 釈 運 用 基 準

令 和 5 年 (2 0 2 3 年) 4 月

熊 本 県 総 務 部 総 務 私 学 局 県 政 情 報 文 書 課

目次

第1章 総則	1
第1条関係（目的）	1
第2条関係（定義）	6
第3条関係（解釈及び運用の指針）	13
第4条関係（適正請求及び適正使用）	14
第2章 行政文書の開示	16
第5条関係（開示請求権）	16
第6条関係（開示請求の手続）	18
第7条本文関係（行政文書の開示義務）	23
第7条第1号関係（法令秘等情報）	26
第7条第2号関係（個人に関する情報）	31
第7条第2号の2関係（行政機関等匿名加工情報等に関する情報）	40
第7条第3号関係（法人等に関する情報）	41
第7条第4号関係（公共の安全等に関する情報）	48
第7条第5号関係（審議、検討又は協議に関する情報）	52
第7条第6号関係（事務又は事業に関する情報）	56
第7条第7号関係（議会の議員又は会派の活動に関する情報）	63
第8条関係（部分開示）	64
第9条関係（公益上の理由による裁量的開示）	69
第10条関係（行政文書の存否に関する情報）	71
第11条関係（開示請求に対する措置）	73
第12条関係（開示決定等の期限）	77
第13条関係（開示決定等の期限の特例）	81
第14条関係（事案の移送）	85
第15条関係（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）	88
第16条関係（開示の実施）	94
第17条関係（費用負担）	97
第18条関係（他の法令との調整等）	98
第3章 審査請求等	104
第18条の2関係（県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求）	104
第18条の3関係（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）	105
第19条関係（審査請求があった場合の手続）	106
第20条関係（諮問した旨の通知）	110
第21条関係（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）	112
第4章 情報提供等	115

第30条関係（情報提供施策の推進）	115
第31条関係（情報公表責務）	117
第32条関係（附属機関等の会議の公開）	118
第33条関係（出資団体等の情報公開）	119
第33条の2関係（指定管理者の情報公開）	120
第5章 雑則	121
第35条関係（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）	121
第36条関係（運用状況の公表）	123
第37条関係（適用除外）	124
第38条関係（委任）	126
附則関係	127

第1章 総則

第1条関係（目的）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の開示を求める権利、情報の積極的な提供を行う県の責務その他情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）の制定目的を明らかにしたものであり、第3条の「解釈及び運用の指針」とともに条例の解釈運用の基本となるものである。

【解説】

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、「行政文書の開示を求める権利、情報の積極的な提供を行う県の責務その他情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること」を手段として、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする」ものである。

この条例は、実施機関の保有する行政文書を対象として、何人もその開示を請求することができる権利（開示請求権制度）を定めており、この制度は、情報公開制度の中核をなすものである。情報公開制度には、既に個別の法令又は条例に基づき、実施機関が保有する特定の情報について県民一般又は利害関係者の求めに応じて開示する制度（情報開示制度）及び実施機関が県民からの求めを待たずに能動的に特定の情報を提供する制度（情報提供制度）とがあるが、この条例は、何人にも実施機関の保有する情報の開示を求める権利、すなわち、一般的な開示請求権制度を定めるものである。

なお、本条の「その他情報公開の総合的な推進に関し必要な事項」とは、効果的に情報開示及び情報提供を行うために、これらの基礎となる情報管理体制の確立を図ることを指している。

開示請求権について定めることが直ちに県の説明責務を全うするものではない。県民がこの制度の趣旨に沿ってこの制度を活用し、県がこれに適正に対応するとともに、県が県民に対して能動的に情報を迅速かつ正確に提供すること（第30条参照）により、県の説明責務が全うされることとなるものである。

なお、条例に定める開示請求権制度における開示請求の主体は主に県民であるが、

その他の国民及び外国人による開示請求を排除するものではない(第5条の解釈参照)。

1 「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ」とは、この条例の制定の動機を規定したものである。

(1) 「知る権利」

「知る権利」については、憲法学上、その根拠や性格、内容について見解が分かれており、また、最高裁判所の判例においても、自由権的な性格はともかく、憲法から直接導かれる請求権としての性格については未だ認知されるに至っていないこと等から、法的概念として未成熟であるとして、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)に明記されることは見送られた。

しかし、この条例の制定に際し、熊本県公文書開示審査会の答申「情報公開制度の在り方について」(平成12年6月28日)では、「知る権利」という言葉自体は、情報公開制度の背景や目的を分りやすく表現した文言の一つであり、全国的にも何らかの形で記述する都道府県が増えてきている。また、県が県民に対し「説明責任」を負うということは、言い換えれば、県民が県に説明を求める抽象的権利を有することとする学説もあり、「知る権利」は、「説明責任」の理念を県民の側から表現したもの、「説明責任」と表裏の関係にあるものと理解した上で、何らかの形で条例上位置付けを図ることが適当である。」とされたことから、この答申を尊重して、「県政に関する県民の知る権利を尊重」することを規定したものである。

(2) 「県政の諸活動を県民に説明する県の責務」

県民から県政を負託された県は、県民に対して、県政の諸活動を県民に説明する責務を全うするよう努めなければならないことを明らかにしたものである。

そもそも、県政を進めていく過程で作成され、又は取得された情報は、主権者である県民に明らかにしていかなければならないのは当然のことである。この観点から、政策形成過程や意思形成過程における情報の積極的な開示又は提供が求められるものである。

2 「行政文書の開示を求める権利、情報の積極的な提供を行う県の責務その他情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより」とは、この条例の目的を実現するための手段を規定したものである。

(1) 「行政文書の開示を求める権利」

実施機関が保有する行政文書について、その閲覧及び写しの交付を求めることができる権利をいう。

(2) 「情報の積極的な提供を行う県の責務」

県の保有する情報を県民に対し積極的に提供するための施策の拡充を図るという県の基本姿勢を明らかにしたものである。

(3) 「情報公開の総合的な推進」

行政文書の開示制度の確立とともに、情報提供施策の拡充強化、またこれらを実施するに当たって基礎となる情報管理体制の確立等を総合的に行い、県が保有する情報を県民に積極的に提供していこうとするものである。

3 「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資する」とは、この条例の目的を明らかにしたものである。

(1) 「県民の県政に対する理解と信頼を深め」

県民が県政の諸活動について必要な情報を入手することにより、県政に関する確かな認識の下に適正な意見を形成できるようにするとともに、県政に対する信頼を深めることを意味する。

(2) 「県政への参加を促進する」

県民が県政の諸活動について必要な情報を入手し、実施機関に説明を求めること又はその説明を聞くことにより、県政に関する意見を形成し、県政が適切に行われることを促すために、その意見を適宜な形で表明することを促進することを意味する。

(3) 「開かれた県政の推進に資する」

県民が県政の諸活動について必要な情報を入手することにより、県民の意見が反映された公正な県政の推進に資することを意味する。

【運用】

1 情報公開の総合的な推進

行政文書の開示制度は、県民の請求を待つものであること、また、請求者のみに対する開示であること、さらに、開示対象が行政文書そのものであり、県民にとって理解しにくいものであることなどから、制度上の限界を有している。このことから、行政文書の開示制度と併せて県の保有する情報の積極的な提供施策を推進していくこととした。また、効果的に情報開示及び情報提供を行うために、これらの基礎となる情報管理体制も併せて推進していくこととした。このことにより、情報開示、情報提供及び情報管理を情報公開制度の3本柱として位置付け、県の保有する情報を総合的に提供できるシステム化を図り、情報公開を総合的に推進することとしている。

2 県の保有する情報の積極的な提供

この条例に規定する行政文書の開示制度以外にも、県は、従来から種々の根拠、理由、方法等により行政文書を開示し、又は行政文書そのものを開示しないまでも、行政文書に記録されているものと同一の情報を提供してきている。

また、県が県民、企業、団体など様々な主体とのパートナーシップのもとで県政運営を進めていくためには、開示請求を待つまでもなく、県民に対する情報提供を推進することが重要であり、この条例においても第30条（情報提供施策の推進）の規定により情報提供施策の充実を図ることとされており、他の法令等の規定によ

り行政文書の閲覧等による開示の方法が定められている場合は、次の（１）及び（２）のとおり取り扱うものとし、その他事務事業の執行に当たり情報の提供を行う場合は次の（３）のとおり取り扱うものとする。

- (1) 他の法令等の規定により行政文書の閲覧等開示の方法が定められている場合
他の法令等の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合には、開示請求以外の制度により閲覧等が可能である旨説明し、閲覧等の手續や閲覧等ができる場所を案内するものとする。

○具体例として、次のものが考えられる。

- ・ 貸金業者登録簿の閲覧（貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第９条）
- ・ 都市計画決定図書の閲覧（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２０条第２項）
- ・ 都市計画決定の案の縦覧（都市計画法第１７条第１項）
- ・ 自然環境保全地域の指定案の縦覧（熊本県自然環境保全条例（昭和４８年熊本県条例第５０号）第１１条第３項）

- (2) 他の法令等の規定により情報の提供が求められる場合

他の法令等の規定により情報の提供が求められる場合は、それに応じて情報の提出、回答等をするかどうかは、この条例の定めるところではなく、当該情報の内容、当該法令等の規定の趣旨、目的にそって、個別具体的に判断することになる。

○具体例として、次のものが考えられる。

- ・ 県議会からの書類等の検閲要求（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９８条第１項）
- ・ 県議会からの記録の提出請求（地方自治法第１００条第１項）
- ・ 各大臣からの資料の提出要求（地方自治法第２４５条の４第１項）
- ・ 公営住宅の事業主体からの書類の閲覧等の請求（公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第３４条）
- ・ 弁護士会からの必要事項の報告の請求（弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第２３条の２）
- ・ 捜査についての必要事項の報告の請求（刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第１９７条）
- ・ 文書提出義務（民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第２２０条）

- (3) 事務事業の執行に当たり情報の提供を行う場合

この条例は、行政文書の開示を請求する権利及びその権利に対応する実施機関の開示義務を規定したものである。しかし、個々の事務事業を円滑に執行するため、種々の方法により情報を関係者等に提供することについては、当該情報の内容、事務事業の趣旨、目的に則して、個々の事務事業の中で判断されるものである。この条例は、それらの事務事業の執行に当たっての情報の提供を

禁止し、又は制限する趣旨ではなく、必要な情報は、県民に積極的に提供するよう努める必要がある。

○具体例として、次のものが考えられる。

- ・ 地元説明会等での資料の配布
- ・ 事務事業に係る問い合わせに対する情報の提供
- ・ 勉学のために必要な情報の提供

3 情報管理

情報開示及び情報提供を効果的に推進するためには、求められる情報、必要な情報が正確かつ迅速に検索できる体制を整える必要がある。

また、県の持つ情報の有効かつ多角的な利用を図る上からも、情報の適切な管理が不可欠であり、日常の事務処理において行政文書の管理に関する定めに基づいて文書を統一的かつ体系的に処理しなければならない。

第2条関係（定義）

（一部改正：平成12年熊本県条例第86号）

（一部改正：平成16年熊本県条例第72号）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（一部改正：平成19年熊本県条例第12号）

（一部改正：平成23年熊本県条例第11号）

（一部改正：平成29年熊本県条例第26号）

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び熊本県道路公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号。以下「行政文書等管理条例」という。）第2条第6項に規定する特定歴史公文書
- (3) 熊本県立図書館、熊本県立美術館その他知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

【趣旨】

本条は、この条例の適用対象となる「実施機関」及び「行政文書」を定義し、その範囲を明らかにするものである。

【解説】

1 「実施機関」（第1項）

本項は、この条例により、行政文書の開示請求があった場合に、応答を義務づけられる「実施機関」の範囲を明らかにするものである。この条例における「実施機関」とは、地方自治法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法

(昭和29年法律第162号)により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び熊本県道路公社(以下「公社」という。)をいう。各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負う。

現在、本県には、海区漁業調整委員会として熊本県有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会が設置されている。

地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、職員互助会等は、県とは別の法人格を有するものであり、実施機関には含まれない。

2 「行政文書」(第2項)

本項は、この条例の適用対象となる「行政文書」の範囲を定めたものである。

開示請求権の対象は、「行政文書」とし、「情報」とはしていない。これは、対象を「情報」とした場合には、その範囲を確定するのが困難であったり、同様な情報が様々な媒体に記録されている場合にどの情報を請求するものであるかの特定が困難となるなどの問題が想定されることによる。

そこで、開示請求の対象(「行政文書」)を、情報が一定の媒体に記録されたものとし、これらの「行政文書」については、適正な管理を行い、開示請求の対象範囲の明確化にも資することとしている。

また、その範囲について、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにするというこの条例の目的に照らして必要十分なものとするため、決裁、供覧等の手続を要件とせず、業務上の必要性に基づき保有している文書であるかどうかの実質的な要件(「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」)で規定するとともに、媒体の種類を幅広くとらえて電磁的記録が含まれることとした。

(1) 「実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した」

実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

ア 「実施機関の職員」とは、知事、議会議長、行政委員会の委員、監査委員、警察本部長、病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人並びに公社の役員のほか実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)をいう。また、地方自治法第138条の4第3項に定める実施機関の附属機関の委員も含まれる。

イ 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範

圏内において作成し、又は取得した場合をいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除くものとする。この場合において文書等に関して当該職員自身が法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。

職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務が含まれる。

なお、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条の規定に基づき地方公務員共済組合の業務に職員が従事する場合、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定により職員が職務に専念する義務の免除を受けて本県以外の団体等の一定の職や地位に基づき当該団体等の業務を行う場合、職員が休暇中に私事・私用に従事する場合などに当該職員が作成し、又は取得した文書は、法令の規定に基づき職員が本県の職員としての職責を明確に離れて文書を作成し、又は取得したのであるから、当該文書は第2項の「職務上作成し、又は取得」の要件を満たさず、行政文書に該当しないと見える。ただし、例えば、これらの文書が課の共用書架に配置され、本県の職務に就いている他の課の職員（＝本県の職員としての職責を離れていない職員）が日常的に業務の用に供している実態にある場合には、これらの文書は、当該他の課員が職務上取得したものといえ、また、組織的に用いるものとして保有されているのであるから、行政文書に該当すると判断される。

- (2) 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」

実施機関において現に事務及び事業において用いられている記録の形式については、上記の媒体によるもので網羅される。具体的には、次のものをいう。

ア 「文書」とは、ある情報を文字、記号を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものであり、視覚的に直接知覚することができるものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、電算出力帳票、カード類、刊行物等をいう。

イ 「図画」とは、ある情報を記号、線等の象形を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものであり、具体的には、地図、図面、設計図、ポスター等をいう。

ウ 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式でつくられた記録全般をいい、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、第2項ただし書に該当するものを除き、電磁的記録に該当する。具体的には、磁気テープ（ビデオテープ、録音テープ等）、磁気ディスク（ハードディスク

等)、光ディスク(CD-R等)、光磁気ディスク(MO等)、フラッシュメモリ(USBメモリ等)光磁気ディスク(MO等)等に記録されたものをいう。なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリーファイル等は含まれない。

エ 改正前の熊本県情報公開条例(昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。)第2条第1号において規定されている「写真」、「マイクロフィルム」がこの条例に明記されていないのは、これらに記録されている情報が文字、記号であるか又は象形であるかによって、文書又は図画に含まれると考えられることによるものであり、これらを行政文書から除外する趣旨ではない。

(3) 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」

「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研鑽のための研究資料、備忘録等)、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの(決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。)などは、組織的に用いるものには該当しない。

作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況(職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)、②当該文書の利用の状況(業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、③保存又は廃棄の状況(専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

また、どの段階から組織として共用の行政文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点

等が一つの目安となろう。

(4) 「当該実施機関が保有しているもの」

「保有しているもの」とは、それぞれの実施機関が現実に保管、保存している文書をいう。

したがって、保存期間を過ぎ、廃棄の手續がとられた行政文書については、この条例の行政文書の開示の対象とはならない。

ただし、熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号。以下「管理規程」という。）等に定める一定の事務処理手續を経していない場合や所定の保有年限を過ぎていた場合であっても、事実上、職員共用の書架等に現実に保管されている行政文書については、「当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているもの」に該当する。

(5) 「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」

一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求権制度の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代替りの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、実施機関の事務負担の面からも問題がある。

しかしながら、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に対象文書から除くこととしたものである。不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、本号に該当せず、開示請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量にゆだねられており、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあることから、一律に対象から除くことは適当ではない。ただし、実際の運用においては、情報提供で対応できる場合は、情報プラザ又は担当部局・課において配布していること、県庁ホームページに掲載していること等を教示するなどの対応が適当であると考えられる。

(6) 「熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号。以下「行政文書等管理条例」という。）第2条第6項に規定する特定歴史公文書」

行政文書等管理条例の規定に従って利用することができるものであり、本制度の対象とする必要がないので、除外したものである。

(7) 「熊本県立図書館、熊本県立美術館その他知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）」

当該施設の利用規程等に従って施設を利用し、閲覧等を行うことにより、一般にその内容を容易に知り得るものであり、本制度の対象とする必要はな

いので、除外したものである。

「熊本県立図書館、熊本県立美術館その他知事が定める施設」とは、図書館、美術館その他これらに類する施設であって、行政文書等管理条例施行規則第2条及び第4条の規定により知事が指定した施設をいう。

「一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの」とは、行政文書等管理条例施行規則第3条及び第5条の規定により特別の管理がされているものをいう。したがって、これらの施設で管理されている文書、図画等であっても、一般の利用を前提としていない、行政事務のために作成し、又は取得したものはこれに含まれず、開示請求の対象となる。

【運用】

1 この条例における「実施機関」とは、各実施機関の行政組織規則等により定められる本庁各課等、地方出先機関及び附属機関等のすべてを含むものである。

2 行政文書の類型毎の具体例

(1) 作成した文書

ア 台帳類、帳簿類及び簡易又は定型的な文書は、当該組織において一定の事務処理手続に付されることが予定されているため、担当者が作成した時点で組織的に用いるものとして作成されたもので、当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているものと認められる。

イ 起案文書は、組織としての意思決定を行うため課長等の決裁を求めるものであるから、起案者が作成し、稟議に付された時点で、組織的に用いるものとして作成されたものであり、当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているものと認められる。

(注)

① (1) アの「当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているもの」とは、実施機関が現実に保管又は保存しているものをいう。

② 所定の保存年限が経過したことにより、廃棄すべきものであっても、事実上継続して保管又は保存されているものについては、「当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているもの」に該当する。

③ 内部検討の途上にある文書については、その間も「当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているもの」と解する。

ウ その他の作成した文書のうち、行政文書に該当することとなる例として、次のようなものが考えられる。

(a) 決裁の手続が終了した文書（旧条例の公文書）

(b) 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等

(c) 部内課長会議その他課をまたがる会議や打ち合わせ等に提出された資料

(d) 庁議、政策部長会議、部局等をまたがる関係部課長会議や政策調整会議

等に提出された資料

- (e) 庁内の組織間での事務説明用に提出された資料
- (f) 審議会、懇談会等の資料
- (g) 説明会、対外的打ち合わせ等の資料
- (h) 事務マニュアル、業務日程表等、業務上必要なものとして組織的に利用される文書

(2) 取得した文書

取得した文書のうち、行政文書に該当することとなる例として、次のようなものが考えられる。

- (a) 供覧の手続が終了した文書（旧条例の公文書）
- (b) 供覧の手続の途中の文書
- (c) 会議等で受領した資料
- (d) 申請書、届出書、報告書等、通常、一定の法的手段として実施機関の職員が取得する文書
- (e) 通知文書、照会文書等、通常、国や他の機関等によって作成され、実施機関の職員が取得する文書
- (f) 委託契約等に基づき得られた成果物

(3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、その考え方は、上記(1)又は(2)と同様である。

ア 職員に配備されているパソコンのハードディスク、USBメモリ等（以下「ハードディスク等」という。）の記録の扱い

- ① ハードディスク等の記録が、当該組織において利用可能な状態で保存されている場合は、行政文書に該当する。
- ② 起案文書や職務上の内部検討資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的、手段的に作成した下書き、メモ的な記録は、通常、職員の個人的な検討段階に留まるものであり、当該職員の判断により、随時、変更、修正、消去又は廃棄等が可能と考えられるため、組織共用の実態を備えているとはいえず、行政文書には該当しない。

イ 録音テープ、ビデオテープの記録の扱い

会議内容等を収録した録音テープやビデオテープに記録された電磁的記録についても行政文書となり得る。

ウ 業務用システムのデータ等の扱い

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバー等により処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラム等を用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）のデータ等については、実施機関が組織的に利用可能な状態で保存しているものと認められるので、原則として行政文書に該当する。

なお、システム改革課で維持管理を行っている業務用システムのデータ等を組織として利用可能な状態で保存しているのは各業務主管課と解する。

第3条関係（解釈及び運用の指針）

（解釈及び運用の指針）

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例全体にわたる解釈及び運用の指針を定めるものである。

【解説】

1 「行政文書の開示を請求する権利が十分保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」

実施機関は、行政文書の開示の請求に対し、第7条の規定に照らして行政文書を開示する旨又は開示しない旨の決定を行うこととなるが、その際には、行政文書の開示を請求する県民の権利が十分保障されるように、第7条各号に規定された情報（以下「不開示情報」という。）に該当しない限り開示しなければならないという原則開示の観点に立つことを基本として条例全体を解釈、運用しなければならない。

開示請求があった行政文書に記録されている情報が、第7条各号に規定された情報に該当するか否かの判断に当たっても、原則開示の観点に立って、適正に解釈運用しなければならない。

2 「この場合において、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない。」

「個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する情報については、開示を原則とする情報公開制度の下においても、最大限の配慮をすべきであり、実施機関は正当な理由なく、個人に関する情報を公にしてはならないことを明らかにしたものである。「個人に関する情報」については、第7条第2号において、特定の個人が識別することができる情報等を原則として開示しないものとしている。

【運用】

個人のプライバシーに関する情報の最大限の配慮

個人のプライバシーに関する情報が記録されている行政文書については、第2章に規定する行政文書の開示をする場合においてはもとより、第4章に規定する情報提供をする場合及び附則に規定する行政文書の任意的な開示をする場合においても、本条の趣旨を踏まえて、最大限の配慮をするものとする。

第4条関係（適正請求及び適正使用）

（適正請求及び適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して、適正に請求するように努めるとともに、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示を請求しようとする者及び開示を受けた者の責務を定めるものである。

【解説】

- 1 「条例の目的に即して、適正に請求するように努める」
 - (1) 「この条例の目的に即し」とは、第1条に定める「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資する」というこの条例の目的に従って適正に請求し、適正に使用されることを期待するものである。
 - (2) 「適正に請求するように努める」とは、この条例の目的を踏まえ、行政文書の開示制度の適正な利用に努めなければならないという趣旨である。
- 2 「行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。」

「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けた者は、当該開示によって得た情報を社会の良識に従って使用しなければならないということであり、いやすくも他人の権利や利益を侵害することその他この条例の目的に反して使用してはならないという趣旨である。

【運用】

- 1 適正請求及び適正使用の要請
 - (1) 実施機関は、不適正な請求をしようとする者があると認める場合は、その者に対して、適正な請求をするよう要請するものとする。
 - (2) 実施機関は、行政文書を開示するにあたっては、開示請求者に対して、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用するよう啓発に努めるものとする。
 - (3) 行政文書の開示によって得られた情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認めるときは、実施機関は、開示請求によって情報を得た者に対してその使用の中止を求め、又は適正な使用をするように求めるものとする。
 - (4) 行政文書の開示によって得られた情報が不適正に使用されたことが明らかとなったときは、実施機関は、開示請求によって情報を得た者に対して、適正な使用をするように求めるものとする。
- 2 著しく不適正な請求及び使用に対する措置

- (1) 著しく不適正な請求については、権利濫用の一般法理により、請求を拒否できる場合があるものと考えられる。(第11条の解説参照)
- (2) 不適正な使用があった場合は、当該不適正使用者に対して注意をし、以後、その者からの請求に対して、特に慎重に対応するよう留意するものとする。
- (3) 開示された行政文書を丁寧に扱わず、これを汚損し、又は破損した者、又はそのおそれのある者に対しては、行政文書の閲覧を中止させ、若しくは禁止し、又は行政文書の写しの交付をしないことができる。(知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年熊本県規則第29号。以下「知事の規則」という。)第9条等)

第2章 行政文書の開示

第5条関係（開示請求権）

（一部改正：平成23年熊本県条例第11号）

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、この条例が定めることを明らかにするものである。

【解説】

条例の目的との関連では、条例の効力の及ぶ範囲が地方公共団体の区域内及びその住民に限られること、行政文書の開示制度の運用が県民の税負担のもとに行われること、県が説明責任を負うのは第一義的には県民であることからすれば、開示請求権を行使する主体は県民が中心になる。

しかし、社会経済活動の広域化・国際化を背景として、地方公共団体の施策もそれに対応したものとなってきた。その観点からは、県の行政に利害関係や関心を有している者等に、広く県の保有する情報を入手し得る機会を保障し、県が県外にも広く情報の窓を開くことに積極的な意義を認めることができる。

また、仮に開示請求権者を限定しても、開示請求権者に依頼することにより限定の趣旨は容易に潜脱されるため、限定することの実際的意義は乏しい。また、外国人を排除する積極的意義にも乏しいことから、請求権者を県民に限定することなく、「何人」にも開示請求を認めることとしたものである。

1 「何人も」

日本国民であるか外国人であるか、また、住所地が国内であるか国外であるかを問わない。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人でない社団等」（民事訴訟法第29条）も含まれる。

2 「当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」

開示請求者は、求める行政文書を保有している実施機関に対して開示請求をすることができるとするものである。仮に、求める行政文書を保有していない実施機関に対して開示請求が行われた場合には、通常は、開示請求書を受領する前に求める行政文書を保有していない旨を教示し、関係する他の実施機関が判明していればその窓口を案内する等適切な情報提供を行うことになるが、このような教示後もなお当該実施機関に請求が行われれば、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として開示しない旨の決定（第11条第2項）が行われることになる。

3 開示請求権の一般的性格について

何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。実施機関は、行政文書の特定、部分開示をする場合における請求の趣旨を損なわないかどうかの判定、制度利用状況把握の参考資料として必要な範囲内で、請求者が請求目的について任意的に申告させることができるにとどまる。

また、この開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、第8条に規定する部分開示による場合及び第16条第3項に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに行政文書を作成又は加工する義務はない。

第6条関係（開示請求の手続）

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は、所定の事項を記載した開示請求書を実施機関に提出して行うべきものであることを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めるものである。

【解説】

1 「開示請求書」（第1項）

(1) 書面主義

「書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない」とは、開示請求は書面の提出により行う要式行為であり、口頭や電話による開示請求は認められないことを定めたものである。

行政文書の開示請求は、開示請求権者の権利行使として、開示決定という行政処分を求める申請行為であり、実施機関が行政文書を開示しないこととした場合等の救済手続きへの移行をも考慮し、開示請求権の行使という重要な法律関係の事実関係を明確にしておく必要があるため、請求の手続は書面によって行なわなければならない。

書面の提出は、実施機関の請求を受け付ける窓口を持参して提出するほか、郵送、ファクシミリ、県庁ホームページを利用する開示請求も可能である。

（ただし、公安委員会及び警察本部長に対しては、ファクシミリ及び県庁ホームページを利用する開示請求ができない。）

(2) 開示請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり第11条第

2項による不開示決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第2項の開示請求書の補正を求めることになる。

なお、開示請求書の記載は、日本語で行わなくてはならない。

ア 「開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名」(第1号)

請求者としての名義人と同一であるか否かをその後の手続で確認するため及び連絡先を明らかにするための事項である。

① 「住所」とは、開示請求者が個人の場合にあつては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)上の住所その他これに類する生活の本拠をいう。法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地をいう。

② 「居所」とは、開示請求者が個人の場合にあつて、住所が知れないとき又は定まらないとき、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが「住所」ほど密接でないもの、すなわち、そこがその人の生活の本拠であるというまでには至らない場所をいう。

③ 「法人その他の団体」(第1号)とは、営利法人、公益法人、特殊法人、公共組合等の法人及び自治会、商店会、消費者団体等であつて法人格はないが団体の規約及び代表者の定めがあるものをいう。

④ 本条第1項第1号の記載事項は、開示請求者の類型ごとに表すと次のとおりである。

a 開示請求者が個人の場合 氏名及び住所(住所がない場合は居所)

b 開示請求者が法人その他の団体の場合 名称、所在地及び代表者の氏名

⑤ また、郵便番号、電話番号について、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、第2項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。なお、開示請求者の押印は不要である。

イ 「行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足りる事項」(第2号)

① 「行政文書の名称」については、求める行政文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含む。

② 「行政文書を特定するに足りる事項」については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された行政文書が特定されたものとして扱うことになる。

特定の方法については、求める行政文書の種別、記載内容等により異なるが、一般的には、行政文書の名称、行政文書の様式の名称、標題、記録されている情報の概要、作成(取得)年月日、作成者名等を適宜組み合わせる表示をすることになる。

個別具体の開示請求事案における行政文書の特定は、各実施機関が個別に判断することとなる。例えば、「〇〇に関する資料」のように記載された開示請

求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは、記載からは明らかでないため、特定が不十分であると考えられる。また、「〇〇（実施機関又はその下部組織）の保有する行政文書」のように記載された開示請求についても、行政文書の範囲は形式的、外形的には一応明確ではあるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であってその全てに係る行政文書を請求しているとは考え難いことや保有する行政文書の量等に照らして、この条例の開示請求権制度上は、特定が不十分であると考えられる（次項目ウ関連）。

ただし、県民は、求める情報が実施機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが想定されることから、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に求める行政文書を指し示すことができるよう、実施機関は、行政文書の特定に資する情報の提供を行うこととされている（第35条参照）ところであり、その一環として、行政文書ファイル管理簿、法人文書ファイル管理簿等の行政文書の検索に必要な資料を一般の閲覧に供することが予定されていることからすれば、当該行政文書の検索に必要な資料上の行政文書の簿冊名の引用やこれに更に限定を加える形での特定の仕方であれば、特定が不十分とはいえないものと考えられる。

ウ 複数の行政文書の開示請求

この条例の開示請求権制度においては、基本的に、開示請求は、一行政文書（一般的には、一の表題の下に取りまとめられた一定の意図又は意味を表す文書、図画又は電磁的記録）ごとに行い、開示決定等も行政文書ごとに行うこととしている。ただし、開示請求者の便宜を図るため、請求手続上、一定の場合には、複数の行政文書の開示請求を1枚の開示請求書により受け付けることを認めている。具体的には、一の行政文書の簿冊にまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書を開示請求する場合には、1枚の開示請求書により受け付けることを認めている。なお、複数の行政文書の開示請求を1枚の開示請求書により行う場合でも、開示決定等を分割して行うことは認められる。

エ 「実施機関が定める事項」（第3号）は、次のとおりである。

- ① 開示請求をする者の連絡先（原則として、個人にあつては、電話番号、法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び電話番号をいう。）
- ② 開示請求をする者が求める開示の実施の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法のうち希望する方法をいう。）
- ③ 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 「開示請求書の補正」（第2項）

本条第2項は、行政文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき事柄であるが、実際には、開示請求者がこれを行うことが困難な場合が多いと考えられるので、実施機関に対し、積極的な情報の提供を行うことを義務づけることにより、開示請求制度の円滑な運用を図ろうとするものである。

(1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」

ア 「形式上の不備」(第2項)とは、第1号又は第3号の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されていない場合などを含む。また、開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合(氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の行政文書の名称等であって、本来外国語で記載されるべき場合を除く。)も「形式上の不備」に当たる。なお、請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

イ 他方、開示請求の対象文書が行政文書に該当しない場合や当該対象文書を保有していない場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。開示請求の対象文書は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、第11条第2項に基づき不開示決定を行うことになるが、この場合においては、当該請求に係る行政文書を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該行政文書を保有している他の実施機関が明らかな場合には当該実施機関を教示する等、適切な情報提供を行うことが望ましい。

(2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」

ア 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個別の事案に即して、実施機関によって判断されるべきものである。なお、実施機関が「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は拒否されることになる(熊本県行政手続条例(平成7年熊本県条例第53号)第7条参照)。

イ 外形上明確に判断し得る不備については、速やかに補正を求めるか、開示しない旨の決定をするかのいずれかを行わなければならないものとする。

この条例上の手続においては、本項の規定により必ずしも実施機関が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

ウ なお、行政文書の特定が不十分であることにより形式上の不備とする場合においては、開示の実施ができない程度にまで不特定である場合は格別、実施機関の都合で「特定性」の要件を厳格にすることは妥当ではない。

(3) 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」

ア 本規定は、主として、行政文書の特定が不十分である場合の実施機関の対応について規定したものである。行政文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者が行政文書を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、実施機関に対し、参考情報を提供する努力義務を課すことにより、開示請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

イ 「補正の参考となる情報」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する行政文書簿冊名や該当しそうな行政文書の名称・記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。

ウ 情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

【運用】

行政文書の開示請求は、実施機関の次に掲げる部署（以下「請求窓口」という。）に請求書を提出することによって行うものとする。（公安委員会及び警察本部長に対する開示請求の場合を除く。）

(1) 本庁各課等が保有する行政文書の開示請求にあつては、本庁における情報公開の総合窓口である情報プラザとする。

(2) 出先機関が保有する行政文書の開示請求にあつては、当該行政文書を保有する出先機関において文書事務を担当している部署（以下「総務課等」という。）又は情報プラザとする。

遠隔地の請求者の利便等を考慮して、郵送により、あるいはファクシミリ又は県庁ホームページを利用して、開示請求をすることができるものとする。

第7条本文関係（行政文書の開示義務）

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないこととしている。

【解説】

1 開示・不開示の基本的考え方

この条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることを制定の動機とするものであるから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、この条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を開示する義務を負うとの原則開示の基本的な考え方を定めた。

なお、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、部分開示（第8条）の問題である。

2 不開示情報の取扱い

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合の実施機関の開示義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。この条例では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとともに基本的な考え方に立っており、第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、不開示情報を開示してはならないこととなる。また、本条の「行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き」とは、開示請求の対象となった行政文書に不開示情報が記録されているときは、開示してはならないことを示したものである。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときの

不開示情報の取扱いは、部分開示（第8条）の問題である。

なお、個別の法令又は条例に定める県民一般又は利害関係者などに対する開示制度においては、以下の第7条第2号、第3号等に該当する情報も公開されているところであり、各実施機関で行われている一般的な情報提供においても、第2号情報でも本人の同意がある場合に、第5号、第6号に該当する情報でも情報提供の相手、理由等を勘案し必要な場合に、情報提供が行われており、この条例上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

3 開示の実施の方法との関係

この条例でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たり、行政文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（第16条第3項ただし書参照）。

4 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第2号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、本条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

5 各号の「公にすること」

本条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。この条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」どの程度の不利益が発生するおそれがあるか等を判断することとしている。不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものである。

6 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化し、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

7 本条と地方公務員法上の守秘義務との関係

地方公務員法第34条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであるのに対し、情報公開制度における不開示情報(本条各号)は原則開示の例外を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にしている。したがって、本条と守秘義務とはその対象となる情報について重なる場合が多いが、当然にすべてが一致するわけではなく、同条各号に該当する情報が守秘義務の対象となるかならないかは、個別具体的な事案ごとに判断されるものである。

地方公務員法第34条は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第1項の「秘密を漏らす」は、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。同法第32条にも定められているように、職員がその職務を遂行するについて、条例に従うことは地方公務員の主要な義務の一つであり、職員がこの条例の規定に従って情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

したがって、この条例の規定に基づいて行政文書を開示する行為は、地方公務員法第34条第1項の「秘密を漏らす」には該当せず、同条の守秘義務との抵触の問題は生じない。

仮にこの条例の規定に基づく開示請求に対して、誠実に開示決定をしたところ、結果として当該開示決定が違法であった場合も、不開示情報は開示してはならないという職務義務(ただし、第9条の公益上の裁量的開示が可能な場合は除く。)に違反したことになるが、職員個人が服務義務としての守秘義務違反に問われることはないものと考えられる。

第7条第1号関係（法令秘等情報）

（法令秘等情報）

- （1） 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

【趣旨】

本号は、法令秘等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

- 1 「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により…公にすることができないとされている情報」
- （1） 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができる（地方自治法第14条第1項）ものとされている。したがって、既に法令の規定や実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報については、この条例においても不開示とするものである。
- （2） また、他の条例の規定により公にしてはならないとされている情報は、この条例と他の条例との関係はいわゆる一般法と特別法との関係となるものであるため、当該他の条例が優先され、この条例によって開示することはできない。
- （3） 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。「条例」には規則は含まないが、法令又は条例の規定により不開示とすべき事項を規則に委任している場合は含むものである。
- （4） 「法令等の規定により…公にすることができないとされている情報」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないとされている場合等をいう。
- 2 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」
- （1） 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国の機関からの関与（不開示の指示）であって、法律若しくはこれに基づく政令に根拠を有し、権限を有する者から文書により開示を禁止する旨の明確な指示があり、実施機関を法的に拘束するものをいう。したがって、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等）は、これに該当しない。
- 例えば、地方自治法第245条第1号への規定による指示、第245条の7の規定による法定受託事務の処理に関する是正の指示、第245条の9第1項の

規定により都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として各大臣が定めたものなどがある。

(2) 「国の機関」については、次のようなものがある。

① 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関

内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる府及び省並びにその外局として置かれる委員会及び庁

② 法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条に規定する人事院

③ これらに置かれる機関

府、省、委員会、庁又は人事院にこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局等

④ その他内閣、国会、裁判所なども含まれる。

(3) なお、本号に該当すると認められる行政文書は、第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的開示の適用除外とされている。

【運用】

1 本号前段に該当すると考えられる情報が記録されている行政文書の例としては、次のようなものが考えられる。

(1) 明文の規定で公にすることが禁止されているもの

- ・ 公判開廷前の訴訟に関する書類（刑事訴訟法第47条）

(2) 明文の規定で複製することが禁止されているもの（行政文書の写しを交付する場合）

- ・ 著作物の複製（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条）

著作物については、著作権法第21条で、著作者が複製する権利を専有するとされているため、写しの交付が制限されているが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号。以下「整備法」という。）による改正後の著作権法第42条の2（平成13年4月1日施行）により、公開するために必要と認められる限度において著作物を利用することができることとされているので、写しの交付が可能になる。

なお、未公表の著作物について著作権者が別段の意思表示をした場合は、閲覧及び写しの交付をすることができないこと（著作権法第18条第3項）に留意する必要がある。

(3) 他の目的使用が禁止されているもの

- ・ 統計調査票（統計法（平成19年法律第53号）第40条第1項）

(4) 個別法により守秘義務が課せられているもの

- ・ 収入額又は所得額、課税標準額、税額等の記載のある県税申告書、県税更正・

- 決定決裁書（地方税法（昭和25年法律第226号）第22条）
 - ・ 精神衛生鑑定書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第53条）
 - ・ 結核登録票（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の12）
 - ・ 児童ケース記録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第61条）
- (5) 調停等の手続の不開示が定められているもの
- ・ 建設工事紛争審査会の調停、仲裁記録（建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の22）
 - ・ 公害審査会の調停、仲裁記録（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第37条、第42条）
 - ・ 収用委員会の裁決の会議に係る記録（土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条）
- 2 法定受託事務も地方公共団体の事務であり、それらの事務に係る文書の管理も原則として地方公共団体の事務であり、基本的には自治事務であるとされていることから、この条例の対象となる。

ただし、法定受託事務については、情報の管理自体が法定受託事務と考えられるものや情報の管理が法定受託事務の処理と密接不可分の関係を有するものがあり、これらについては、地方自治法第245条の9第1項の規定による処理基準の中で各大臣がその取扱いを定めることが可能であるとされている。なお、処理基準の形式は、告示等に限定されていないので、通知として示される場合がある。

また、実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示について、地方自治法第249条は、是正の要求、指示その他これらに類する行為については、書面によることを求めている。したがって、権限ある者から書面で不開示とすることを求められている場合、書面の内容を具体的に検討して慎重に判断を行うものとする。

3 著作権法の公表権、複製権等との調整措置

情報公開条例に基づき著作物を開示する場合、未公表著作物であれば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付等により開示する場合、複製権を害することとなる。そこで整備法による著作権法の改正により、これらの権利との適切な調整を図られることになった。

いずれの調整措置も、情報公開条例の規定に基づき実施機関が行政文書の開示を行う場合に限ってのものであるので、開示を受けた請求者が行政文書を利用するに当たっては、著作権法の規定に従った利用をしなければならないことに留意する必要がある。

調整措置の概要は、次のとおりである。

ア 公表権との調整（著作権法第18条第3項及び第4項新設）

著作者は、著作者人格権の一つとして、その著作物でまだ公表されていないもの（以下「未公表著作物」という。）を公衆に提供又は提示する権利を有してい

る（第18条第1項）。

情報公開条例では、何人も開示請求をすることができることから、開示請求された行政文書が未公表著作物である場合に、これを開示することは、「公衆への提供又は提示」に該当すると解される。このため、情報公開条例による開示について、次のとおり、調整措置を講じたものである。

- ① 未公表著作物の著作者が、当該著作物を地方公共団体に対し、別段の意思表示（情報公開条例に基づく開示に同意しない旨の意思表示）をせずに提供した場合には、情報公開条例に基づく開示に同意したものとみなすこととした（著作権法第18条第3項第2号）。この別段の意思表示は、未公表著作物を地方公共団体に提供する時だけでなく、開示決定の時まで行うことができる。

なお、同意したとみなされるのは、情報公開法施行後に地方公共団体に提供された未公表著作物に限られる（整備法附則第2条）。

- ② 情報公開条例に基づく次の場合の開示については、著作者の意思の如何を問わず、公表権の規定を適用しないこととした（著作権法第18条第4項第2号、第3号及び第4号）。

(a) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる場合の開示（条例第7条第2号ロ及び第3号ただし書前段）

(b) 公務員の職務の遂行に係る情報のうち職及び職務遂行の内容に係る部分の開示（条例第7条第2号ハ）

(c) 公益上特に必要があると認める場合の開示（条例第9条）

なお、未公表著作物が情報公開条例に基づき開示された場合には、開示後であっても著作権法上は未公表著作物として取り扱われる。

イ 氏名表示権との調整（著作権法第19条第4項新設）

著作者は、著作者人格権の一つとして、その著作物を公衆に提供又は提示する際に、当該著作物に実名、変名を表示するか、著作者名を表示しないこととするかを決定する権利を有している（著作権法第19条第1項）。

情報公開条例による開示は、この「公衆への提供又は提示」に該当するため、その際の氏名表示権との調整措置を、次のとおり、講じたものである。すなわち、情報公開条例の規定により著作物を開示する際、次の場合には、氏名表示権の規定を適用しないこととした。

(a) 当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するとき（条例第8条第2項以外の規定により、著作者名を行政文書に付されているとおりに開示するとき）（著作権法第18条第4項第1号）。

(b) 情報公開条例の規定により部分開示を行う際に、当該著作者名の表示を省略するとき（条例第8条第2項の規定により部分開示を行う際に、当該著作者名の表示を省略するとき）（同項第2号）。

ウ 複製権等との調整（著作権法第42条の2新設）

著作者は、著作者人格権と並んで、経済的権利である著作権を専有している。

この著作権（財産権）には、複製権（第21条）、上演権・演奏権（第22条）、上映権（第22条の2）、公衆送信権等（第23条）、口述権（第24条）、展示権（第25条）、頒布権（第26条）、譲渡権（第26条の2）、貸与権（第26条の3）、翻訳権・翻案権等（第27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）がある。

このうち、情報公開条例による開示行為として通常想定される著作物の利用行為は、写し（複製物）の交付と閲覧であり、著作権の適用があると考えられるのは、文書のコピー、録音テープ、録画テープ等の複製物を作成する場合（複製権）、録音テープを再生する場合（演奏権・口述権）、ビデオテープを再生する場合又はコピーテープの交付を行う場合（上映権・頒布権）である。これらの著作権（財産権）との調整措置は、実施機関が、情報公開条例に規定する方法で開示する場合であって、かつ、開示に必要と認められる限度において、著作物を利用することができるとしているものである。

したがって、開示を実施する場合において、著作物の写しの交付は、一人につき一部が限度と解され、情報公開条例による利用行為（開示の実施の方法）として、あらかじめ著作物を送信可能化すること（アップロード）、著作物の展示、貸与、翻訳・翻案は、認められないものである。また、開示のために作成された複製物を他の目的で使用することは認められない（著作権法第49条）。

なお、出版権の目的となっている著作物及び著作隣接権の目的となっている実演・レコード・放送・有線放送についても、同様に、情報公開条例により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができることとしている（著作権法第86条及び102条）。

第7条第2号関係（個人に関する情報）

（一部改正：平成14年熊本県条例第10号）

（一部改正：平成15年熊本県条例第7号）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（一部改正：平成26年熊本県条例第70号）

（一部改正：平成29年熊本県条例第43号）

（個人に関する情報）

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

1 本号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益は、最大限に保護する必要があること、個人の権利利益の中心となるプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、プライバシーに係る情報をすべ

て類型化することが困難であることから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報（本号柱書前段。以下「個人識別情報」という。）が記録されている行政文書については、原則として不開示とすることを定める（いわゆる「個人識別型」の採用。）とともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報（本号柱書後段。以下「権利利益侵害情報」という。）が記録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の不開示情報として取り扱うことから除かれるべき情報が記録されている行政文書については、この条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、例外的に開示することとしたものである。

1 特定の個人を識別することができる情報（本文）

(1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、次のような情報など、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

- ① 思想、信条、信教等個人の内心に関する情報
- ② 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
- ③ 家族関係、生活記録等個人の家庭の状況に関する情報
- ④ 職業、資格、犯罪歴、学歴、成績、所属団体等個人の経歴又は社会的活動に関する情報
- ⑤ 収入、所得、資産等個人の財産の状況に関する情報
- ⑥ その他特定の個人に関連する情報

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人識別性の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を本号ウにおいて除外している。

「個人」には、開示請求者本人をはじめとする生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適當だからである。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲に含まれるが、第3号の法人等の事業活動に関する情報とその性質が同様と考えられるため、第3号で開示・不開示の判断をすることとして、本号の対象からは除外している。

- (3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」とはいえないことから、本号には該当しない。

- (4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

- ① 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合し、組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

- ② また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

- (5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関が保有する個人に関する情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は

基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、個人の未発表の研究論文、研究計画、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人に関する情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、保護する必要がある場合について、補充的に不開示情報として規定したものである。

2 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書ア）

個人識別情報又は権利利益侵害情報であっても、一般に公にされている情報については、これを公にしても社会通念上個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがないと認められるか、あるいは場合により個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

(1) 「法令等の規定により」

「法令等の規定」は、第1号にいう「法令等」と同義であるが、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。例えば、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報を公にすることを定める商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条、不動産の権利関係に関する情報を公にすることを定める不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条をいう。閲覧等に当たって有料であると無料であるとを問わない。

開示を求める者又は開示を求める理由によっては開示を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。例えば、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第1項に対する同条第3項、住民基本台帳法第11条の2第1項に対する同条第4項のように、法令等に何人でもと規定されていても、請求目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨でないときは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しないことになる。

(2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。例えば、表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等を指す。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には該当しない。

(3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実

である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

また、積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含む。

(4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に管理されている情報をいう。例えば、実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した個人情報並びに個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報を指す。また、ある情報と同種の情報に公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書イ）

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、十分に保護されるべきであるが、一方、人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要である。このため個人識別情報又は権利利益侵害情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人識別情報又は権利利益侵害情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活、財産の保護とでは、開示により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないように、個別の事案に応じた慎重な配慮が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第9条）により図られる。

4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ウ）

- (1) 行政文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員

等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、少なくとも、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、不開示とはしないこととしたものである。

また、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であるとともに、特定の公務員等を識別することができる情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、開示することとしたものである。（平成10年6月の条例改正により、平成10年10月1日以降に決裁又は供覧の手續が終了した公文書について適用。）

(2) 「当該個人が公務員等である場合において」

個人に関する情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が、例えば、職務遂行の相手方として、公務員等以外の個人に関する情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人に関する情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかの別を問わないものである。したがって、国務大臣、国会議員、裁判官から地方議会議員、審議会等の構成員の職員で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。また、過去において公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

(3) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県、国、他の地方公共団体又は独立行政法人等並びに地方独立行政法人及び公社の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、

例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する身分取扱いに係る情報、健康情報、休暇情報（期間等除く。）等は管理される職員の個人に関する情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

- (4) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにする観点から、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、その氏名、職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

「公務員等の職」とは、公務員等の所属する組織名及び職名その他職務上の地位を表す名称をいう。

「警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等」とは、警察職員の他にこれに準ずるものとして麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員並びに漁業法（昭和24年法律第267号）第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたものをいう。（知事の規則第3条等）

職務遂行に係る情報であっても、それが他の不開示情報に該当する場合には、不開示とされることとなる。

また、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。例えば、県立病院の医師が県職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該県職員にとっては職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、県職員の個人に関する情報として、原則的に不開示とされることになる。

- (5) 警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名については、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより、当該警察職員等の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を開示の対象としないこととしたものである。公にした場合、これらの公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書アに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のウとともに、アが重疊的に適用され、不開示とはならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

5 本人からの開示請求

この条例の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のアからウまで又は公益上の理由による裁量的開示（第9条）に該当しない限り、不開示となる。

なお、実施機関（公社を除く。）が保有する保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第76条又は熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年熊本県条例第48号）第18条の規定により、本人又はその代理人による開示請求が認められている。

【運用】

本条ただし書に該当する情報が記録されていると考えられる行政文書の例としては、次のようなものが考えられる。

1 アに該当すると考えられるもの

- ・ 選挙運動に関する収入及び支出の報告書（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第4項）
- ・ 商業登記簿（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条）
- ・ 知事部局の職員が平成13年4月1日以後に作成又は取得した交際費又は会議等に係る食糧費の支出に関する文書で私人の所属名、職名及び氏名が記録されているもの

（理由）

知事部局の職員が平成12年7月1日以後に執行し、平成13年3月31日以前に作成又は取得した交際費又は食糧費の支出に関する文書に記録されている私人の所属名、職名及び氏名については、平成10年6月22日の改正後の条例第8条第2号ただし書口の実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報として開示することが告示（平成12年熊本県告示第562号の2）され、当該氏名等の開示が慣行とされているため。

- ・ 被表彰者名簿
 - ・ 審議会等委員名簿
- 2 イに該当すると考えられるもの
- ・ 河川占用許可申請書、道路占用許可申請書のうちただし書イに該当するもの
 - ・ 診療所開設届に係る医師免許証写し
- 3 ウに該当すると考えられるもの
- ・ 旅行命令書
 - ・ 会食実施伺

第7条第2号の2関係（行政機関等匿名加工情報等に関する情報）

（制定：令和4年熊本県条例第43号）

（行政機関等匿名加工情報等に関する情報）

（2の2） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

1 背景

個人情報保護法第5章第5節の規定により、令和5年度から都道府県及び政令市の機関（議会を除く。）において、行政機関等匿名加工情報の作成及び提供に係る制度が導入される。これに伴い、県の機関において行政機関等匿名加工情報を保有する場合が出てくるため、以下の趣旨により本号に掲げる情報を不開示情報として規定するものである。

2 趣旨

(1)行政機関等匿名加工情報

行政機関等匿名加工情報を不開示情報として定めた趣旨は、個人情報保護法第5章第5節において提供の仕組みが設けられており他の手続により提供されることがないようにするためである。

(2)削除情報

行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を不開示情報として定めた趣旨は、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるためである。

3 その他

国の行政機関においても、同様の趣旨から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号の2の規定により、本号と同様の情報を不開示情報として定めている。

第7条第3号関係（法人等に関する情報）

（一部改正：平成14年熊本県条例第10号）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（法人等に関する情報）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であつて法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

- 1 県は、許認可、補助金交付等の事務事業を通じて、法人等又は事業を営む個人の情報を収集しているが、これらの情報は原則として開示する。しかしながら、法人等又は事業を営む個人は、雇用の場の確保、社会への財やサービスの供給等を通じて、社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は尊重、保護されなければならない。
- 2 本号アは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。
- 3 本号イは、実施機関は行政の執行に当たり、法人等又は事業を営む個人から、法令等の規定に基づく義務としてではなく、当該法人等又は個人の任意の協力に基づいて情報を得ている場合が多いことから、実施機関の要請を受けて、不開示にするとの条件の下に提供することを決めた当該情報の提供者における不開示の取扱いに

対する期待と信頼を保護するため、当該条件を付することが合理的であると認められる情報が記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。

- 4 本号ただし書は、本号ア又はイに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分が記録されている行政文書については、例外的に開示することとしたものである。
- 5 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（本文）

- (1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。）に関する情報」

「法人その他の団体」とは、第6条第1項第1号の「法人その他の団体」と同義である。

「法人」とは、営利法人（株式会社等の会社法上の会社）、公益法人、一般社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、農業協同組合等の民間の法人、政治団体、外国法人等をいい、「その他の団体」とは、権利能力なき社団等をいう。

一方、国、独立行政法人等及び地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、公共性が高いことから、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号の法人の範囲から除外し、これらに係る情報については第4号以下に規定するものである。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、当該事業

活動と直接関係のない個人に関する情報は除く。したがって、事業活動と区別される事業を営む個人の家族構成、個人の所得、財産の状況等に関する情報は、本号ではなく前号で判断することとなる。

法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報は、当該法人等又は個人から「法令等に基づき権限により収集した情報」に限ることなく「任意に提供された情報」も含む。

- (3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

ただし書前段は、法人等又は個人の事業活動によって危害等（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。この場合、現実に危害等が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とこれを公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産等の利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害等が現実に発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害等を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合の当該事業活動に関する情報が「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

- (4) 「ただし、支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。」

ただし書後段は、支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分については、開示することを定めたものである。

（平成10年6月の条例改正により、平成10年10月1日以降に決裁又は供覧の手続が終了した公文書について適用。）

「実施機関との契約」とは、法人等又は事業を営む個人が、その事業活動において実施機関と締結した契約をいい、契約書の作成の有無を問わないものである。

「支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するもの」とは、法人等又は事業を営む個人と実施機関との契約に基づき、実施機関が、支出に関して作成し、又は取得した行政文書をいう。

6 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(ア)

(1) 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的に保護された権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4) 「害するおそれ」

法人等又は事業を営む個人には株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の種類、性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ア 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば次のような情報をいい、必ずしも経済的利益や競争上の概念でとらえられないものを含むものである。

① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

② 経営方針、経理、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

③ 結社の自由を保障し組織秩序を維持するため、社会通念上団体内部事項とされる情報のように、公にすることにより、団体の自治に対する不当な干渉となる情報

④ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれると認められる情報

イ 次のような情報が記録された行政文書は、「正当な利益を害するおそれ」が

あるとは認められず、開示できると考えられる。

- ① 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは、含まない。）
 - ・ 法人に関する登記事項
- ② 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報を含む。）
 - ・ 事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項
 - ・ 報道広告等により法人等が公表した営業実績
- ③ 県が従来から慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も公表してもそれが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの
 - ・ 県が作成した法人名簿等で従来公表してきたもの
- ④ 情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの
 - ・ 各種統計資料
- ⑤ 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、企業ノウハウに係る部分を除いたもの
 - ・ 法人設立許可申請書
 - ・ 補助金交付申請書

7 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(イ)

本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、不開示の条件が付されていることを理由にすべて不開示とするのではなく、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、本条第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

(1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、この条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載のあるもの、その他提供を受けるとき、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されたものをいうが、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。

なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報ではあるが、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては、「任意に提供された」情報には該当しないものである。

- (2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、個別具体的な事情により当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、客観的にみて、当該法人等または個人が属する業界、業種において、非公開とする慣行あるいは通常の見取りが存在し、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。

「当該条件を付することが…合理的であると認められる」とは、情報の性質、当時の状況のほか、県と事業者との関係等を考慮して、条件を付することが常識的にも理解できる場合に限られる。

「当時の状況等」とは、公にしないとの条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が公にしたもの、公にすることについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなすものである。

公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

【運用】

1 本号アに該当する情報が記録されていると考えられる行政文書の例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 生産、技術等に関するもの（特許によるものを除く。）
 - ・ 中小企業設備近代化資金貸付制度に係る設備のカタログ又は図面
 - ・ 使用原料又は燃料の数量等の記載してある文書
 - ・ 地域産業技術改善費補助金申請書類（研究（試作）の規模及び方法の記載してある文書、試作機械又は試作品の設計書等）
 - ・ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場設置届書（生産施設の配置、燃料及び原材料の使用計画、生産工程等が記載してあるもの）
 - ・ 菓子製造業、みそ製造業等に係る許可申請書（原材料、生産工程等の記載があるもの）
- (2) 販売、営業等に関するもの
 - ・ 預金口座の記載してある文書
 - ・ 製造原価の記載してある文書
 - ・ 資金調達計画書
 - ・ 貸金業者業務報告書
- (3) 経理、労務管理等に関するもの
 - ・ 農業協同組合検査書
 - ・ 社会福祉法人設立等に関する事業計画、資金計画、収支予算書等
 - ・ 中小企業協同組合設立に係る創立総会、設立後の理事会議事録
 - ・ 法人の代表者印など取引上重要性が認められる印影のある文書

2 本号ただし書に該当する情報が記録されていると考えられる行政文書の例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) ただし書前段に該当する可能性のあるもの
 - ・ 食中毒発生施設及び事件の概要（拡大防止、再発防止等に必要な場合）
 - ・ 貸金業者行政処分通知書
 - ・ 宅地建物取引業者行政処分通知書（被害者のプライバシーに係る情報を除く。）
- (2) ただし書後段に該当する可能性のあるもの
 - ・ 会食に係る会食実施伺、支出命令書、請求書
 - ・ 物品購入に係る支出負担行為書、支出命令書、請求書
 - ・ 上記の他、公金の支出（貸付を含む。）に係る契約書、支出負担行為書、支出命令書、請求書

第7条第4号関係（公共の安全等に関する情報）

（公共の安全等に関する情報）

- （4） 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

1 公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とすることを定めたものである。

2 本号は、第6号と一部重複する内容を含んでいるが、一般行政上の事務事業と犯罪予防等とはその内容が性格的に異なる側面があるので、独立した不開示情報として設けたものである。

本号は、主に、公安委員会及び警察本部長において保有されている行政文書に記録されている情報を対象にしているが、知事部局等において保有されている行政文書に記録されている犯罪予防等に関する情報を含むものである。

本号に該当する情報を公にすれば、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となる恐れがあるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

3 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体、財産等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、衛生監視等のいわゆる行政警察活動に関する情報は、本号の対象ではなく、第6号により開示・不開示が判断されることとなる。ただし、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象からはずれるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の犯罪捜査に支障を及ぼす情報や、これらの犯罪を容易にするような情報であれば対象となるものと解される。

4 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序

の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいい、例えば、火薬庫台帳、警備日誌等のように、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、本号により不開示とするものである。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し特定の刑事事件について審判を求める意思表示をする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

- (2) ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年法律第81号）に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかに、こ

れらには該当しないが、人の生命、身体、財産、社会的地位、名誉、自由等を危害から保護し、住民生活が平穩、正常に営まれている状態が阻害されたりすることのないよう保障し、あるいは、社会の風紀その他の健全な社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除去するために必要な警察活動等をいう。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

なお、法令違反の取締り等に関する情報は、一般的には、事務又は事業に関する情報（第6号）により対応することになるが、個別案件において本号に該当することがあり得る。

5 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断（認定）を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

- (1) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。
- (2) 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法の場においては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するものであることを示すものである。これは、本号に係る情報の性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるためである。

【運用】

「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」としては、次のようなものが考えられる。

- 1 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
 - ・ 麻薬覚せい剤協力調査に関する情報
- 2 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報
 - ・ 犯罪捜査等に用いる機材等の性能に関する情報

- 3 情報提供者、被疑者、参考人、捜査員等関係者に関する情報
 - ・ 犯罪等に係る情報の提供者等の住所、氏名、情報提供の内容等が記録されている文書
- 4 犯罪目標となることが予想される特定の個人の行動予定、家屋の構造、施設の所在あるいは警備の状況に関する情報
 - ・ 猟銃等製造、販売台帳
 - ・ 警備日誌
 - ・ 覚せい剤使用機関、覚せい剤研究者の指定証交付簿
 - ・ 麻薬卸売業者等免許証交付簿
 - ・ 麻薬卸売業者等諸届出
 - ・ 大麻取扱者名簿
 - ・ 毒物劇物販売業登録申請書
 - ・ 火薬類製造販売営業許可申請書
 - ・ 警備委託契約の仕様書

第7条第5号関係（審議、検討又は協議に関する情報）

（一部改正：平成14年熊本県条例第10号）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（審議、検討又は協議に関する情報）

- (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、県の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

- 1 開示請求の対象となる行政文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、対象文書となる。

このように、開示請求の対象となる行政文書の中には、実施機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、県がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。そこで、個別具体的に、開示することによって実施機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を定めたものである。

- 2 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされ、又は時期尚早の情報が公にされると、県民に無用の誤解や憶測に基づき混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

本号は、審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書について、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、県や国、独立行

政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書を不開示とすることとしたものである。

3 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間」

(1) 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関に限定しない。執行機関（知事、行政委員会、監査委員）、議決機関及びこれらの補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関及びこれに類するものも含まれる。

(2) 「国」には、国の行政機関だけでなく、内閣、国会、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）なども含まれる。

(3) 「他の地方公共団体」とは、熊本県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。

(4) 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間」とは、①県の機関の内部②国の内部③独立行政法人等の内部④他の地方公共団体の内部⑤地方独立行政法人の内部⑥公社の内部⑦県の機関相互間⑧県の機関と国との相互間⑨県の機関と独立行政法人等との相互間⑩県の機関と他の地方公共団体との相互間⑪県の機関と地方独立行政法人との相互間⑫県の機関と公社との相互間⑬国と独立行政法人等との相互間⑭国と他の地方公共団体との相互間⑮国と地方独立行政法人との相互間⑯国と公社との相互間⑰独立行政法人等の相互間⑱独立行政法人等と他の地方公共団体との相互間⑲独立行政法人等と地方独立行政法人との相互間⑳独立行政法人等と公社との相互間㉑他の地方公共団体相互間㉒地方独立行政法人相互間㉓公社相互間を指す。

4 「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係団体等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。そのほか、会議、打合せ、意見交換、相談、文書等による照会、回答、調査研究等に直接使用するほか、これらに関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報を含む。

5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想

定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害等が及ぶおそれがある場合には、第4号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

6 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

行政内部で審議中の案や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

7 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、6と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

8 「不当に」

上記5、6及び7のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

9 合議制機関に関する情報の開示・不開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。

10 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- (1) 各種会議、意見交換等の記録等で、公にすることにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられると認められる情報
- (2) 附属機関の会議に係る審議資料、会議録等の情報で、公にすることにより、会

議の構成員の公正な判断が妨げられると認められるもの

- (3) 事務事業の企画、検討等のために収集した資料で、公にすることにより、行政内部の意思決定に必要な資料を得ることが困難になると認められる情報
- (4) 行政内部で審議中の案又は内容の正確性の確認をしていない資料、調査データ等で、公にすることにより、県民に誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- (5) 審議、検討、調査研究等に関して作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、請求者等に不当な利益又は不利益を与えると認められるもの

11 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当するとはいえない。しかし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報のうち、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものは、一般的に本号に該当するとはいえないと考えられる。

【運用】

本号に該当する情報が記録されていると考えられる行政文書の例としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 補助金等の交付決定等に係る情報（県の機関内部並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体との協議、調整の内容）が記載してある文書
- ・ 立入検査等に係る情報のうち検査結果に係るもので、審議、検討、解析等の情報が記載されている文書

第7条第6号関係（事務又は事業に関する情報）

（一部改正：平成14年熊本県条例第10号）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（事務又は事業に関する情報）

(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

1 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」

としてアからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

2 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報」

(1) 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業」とは、アからオに例示した事務又は事業のほか、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業の一切をいう。

(2) 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

3 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

判断に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要がある。

4 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(ア)

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、監査委員が行う

監査等がある。

- (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、高圧ガス立入検査、火薬類販売所立入検査等がある。
- (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。行政が権限に基づいて行うもので、県税反則取締り、漁業取締り等をいい、類似の事務事業として税務調査、指導、監督、各種監視・巡視等がある。
- (4) 「試験」とは、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う人の知識、能力等又は物の性能等を試す資格試験、採用試験等をいう。
- (5) 「租税の賦課若しくは徴収」

「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

- (6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の方針、内容等に関する情報(監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報)や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査等の方針、内容や違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

- 5 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(イ)

- (1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行い、相手方との話し合いにより取り決めを行うことをいい、その種類としては、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務交渉等がある。県の行財政運営の推進のための外国、国、

他の地方公共団体、民間団体等に対する接遇、交際等に係る事務事業である「渉外」も含まれる。

「争訟」とは、民事訴訟、刑事訴訟及び行政事件訴訟並びに行政不服審査法その他の個別法に基づき不服申立て、訴え等を起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。また、類似の事務事業として争訟に発展するおそれのある紛争の処理がある。

「契約、交渉又は争訟」は、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が当事者となるものに限定される。

- (2) 「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては、契約等の方針、内容等に関する情報が該当する。

なお、この項目は、公開のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものであることに留意する必要がある。具体的には、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合などに限定されることになる。

- 6 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(ウ)

県の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、事務が完了した時期などに公表することがあらかじめ予定されているのに、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

この項目においても「契約、交渉又は争訟」の場合と同様に、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。

なお、審議、検討又は協議に関連して行われる調査研究については、この号ではなく、第5号により判断することになる。

- 7 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

(エ)

県の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う人事管理（職員の採用、退職、異動、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

8 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（オ）

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第3号の国の経営する企業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。本県の場合、電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業及び病院事業が県が経営する企業に該当する。）又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、県、国若しくは他の地方公共団体が経営していること又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業であることに照らして、県民に説明する県の責務を重視した判断が必要になるため、その開示の範囲は第3号の法人等とでは当然異なり、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

9 本号は、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業を対象としており、アからオまでに掲げた以外の事業に係る情報についても、当該情報を公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには、本号により不開示とされるものである。

10 アからオまでの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときは、本号により不開示とされるものである。

また、許可、入札、試験その他、事務事業の性質上、開示することにより、情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じ、特定の者に対して不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合があるが、これも「その他当該事務又は事

業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を整理すると、次のとおりである。

- ア 公にすることにより、事務事業を実施しても予想どおりの成果が得られず、当該事務又は事業を実施する意味を喪失し、当該事務事業の目的が損なわれる情報
- イ 公にすることにより経費が著しく増大することになる情報
- ウ その他公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

【運用】

本号に該当する情報が記録されていると考えられる行政文書の例としては、次のようなものが考えられる。

- 1 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ・ 各種監査、検査の方針、指導監査における重点事項等
 - ・ 県税の徴税方法に関する資料
 - ・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に係る立入検査計画書
 - ・ 農業協同組合の検査計画書
 - ・ 信用組合の立入検査報告書、信用組合検査の手引き
 - ・ 児童福祉施設最低基準の実施についての監督計画書
 - ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく工場等への立入検査計画書
- 2 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ・ 用地買収計画案
 - ・ 用地交渉記録
 - ・ 物件補償価額及び土地売買価額に関する資料
 - ・ 係争中の事件に関する答弁書、準備書面、対応策に関する打合せ記録、証人申請案
 - ・ 審査請求に関する裁決前のもので、弁明、反論等の内容が記載してある文書及び当該審査請求に対する対応策に関する打合せ記録
- 3 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ・ 試験研究機関で実施中の研究に関する情報であって、現時点で開示すると研究の公正で能率的な継続が明らかに阻害されるもの
- 4 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ・ 懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報

- 5 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
 - ・ 県又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業の技術上のノウハウに関する情報
- 6 その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
 - ・ 各種法令に基づく許認可に係る審査報告書
 - ・ 事務事業の執行のために必要な事項について内密の協議を目的として行われた打合せ等であつて、相手方出席者のうち私人の所属名、職名及び氏名を公にすることより、交渉上の秘密や相手方との信頼関係が損なわれるおそれがある場合の当該私人の氏名等の情報が記録されている会議等に係る食糧費の支出に関する文書（ア企業誘致活動や主要事業の推進に係る地元関係者、関係企業等との打合せ、イ用地交渉等に係る地権者等との打合せ、ウ人材獲得に係る関係者等との打合せ）

第7条第7号関係（議会の議員又は会派の活動に関する情報）

（一部改正：平成12年熊本県条例第86号）

（議会の議員又は会派の活動に関する情報）

（7） 議会の議員又は会派の活動に関する情報であつて、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、議会の議員又は会派の活動に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

- 1 議会の構成員である議員は、日常的に県政に関する調査研究を含む様々な議会活動を行っているが、その活動に関する情報が開示されることにより、議員の議会活動又は政治活動の自由が阻害されるおそれがあることから、公にすることにより、当該議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを特別に不開示とする規定を設けたものである。
- 2 また、議会において政党又は信条を同じくする議員が結成した団体である会派も、団体として県政に関する調査研究を含む様々な議会活動を行っており、その活動に関する情報が開示されることにより、会派の議会活動又は政治活動の自由が阻害されるおそれがあることから、公にすることにより、当該会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを特別に不開示とする規定を設けたものである。
- 3 「議会の議員…に関する情報」とは、議員個人として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査研究活動に関するものなどが挙げられる。
- 4 「議会の…会派の活動に関する情報」とは、議会の会派として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査研究活動に関するものなどが挙げられる。
- 5 「公にすることにより、当該議員の…活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、議員個人が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その議員の議員活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるものである。
したがって、法令等の定めるところにより、閲覧することができる情報又は公表を目的として作成し、若しくは取得した情報は、該当しない。
- 6 「公にすることにより、当該…会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、会派が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その会派の議会活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるものである。

第8条関係（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

第1項は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

第2項は、開示請求に係る行政文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示の義務及びその要件について定めるものである。

【解説】

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

開示請求があった行政文書には様々な情報が記録されており、当該開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、それが一部分にとどまる場合がある。

第1項は、一つの行政文書の中に記録された不開示情報の部分が、他の部分と容易に区分することができるか、かつ、区分しても有意の情報が記録されているときは、実施機関は不開示情報が記録された部分を除いた部分を開示しなければならないことを定めたものである。

(1) 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、第7条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合（電磁的記録の場合等）にも部分開示の義務がなく、開示しない旨の決定を行うこととなることを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記載されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記載されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する。

なお、行政文書の量が多く、時間・労力を要することは、区分・分離の容易性とは関係がない。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等を、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

イ 本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ黒く塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を

考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を区分して除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等であり、社会通念に照らして客観的に判断するものである。このような場合は、開示をしない旨の決定を行うこととなるが、当該決定に際し、「不開示情報の記載部分を除くと、〇〇のような状態になるので、有意の情報が含まれなくなると認められる。」などの理由を明らかにする必要がある。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

イ また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

(5) 部分開示決定は、部分不開示決定でもあることから、不開示決定の部分については、理由提示の義務が生ずる。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

(1) 「開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 第1項の規定は、不開示情報と不開示情報に該当しないものが混在している行政文書について、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、不開示情報に該当するひとまとまりの情報のうち個人識別性のある部分を除くことにより開示しても支障がなくなる場合等、「ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示する」ことの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

しかし、個人に関する情報であっても、特定の個人を識別することができないものであれば、これを公にしても、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合がある。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、個人に関する情報から、氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができることとなる記述等を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、第1項の規定を適用して、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第7条第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

ア 個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

イ 「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」（第2項）には、第7条第2号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれる。

ウ 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」（第2項）とは、公にしても、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を害するおそれがない場合をいう。したがって、個人の未発表の研究論文、研究計画等の財産権に関する情報や、カルテ、反省文等個人の人格と密接に関連する情報は、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、全部を開示しないこととなる。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個

人の権利利益を害するおそれがない限り、第7条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

なお、個人を識別することができる要素は、第7条第2号ア～ウのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

【運用】

- 1 部分開示の規定は、原則開示の趣旨に即して設けられたものであり、行政文書の開示を行うに当たっては、請求者の開示請求権ができるだけ尊重されるように判断するものとする。
- 2 電磁的記録以外の行政文書について、部分開示を行う場合の具体的な方法は、例えば、次のような方法によるものとする。
 - (1) 不開示部分がページ単位にあるとき
 - ア 袋とじを行ったもの、契約書のように割印を押印したもの、又は用紙の表・裏その他とりはずしのできないもの
 - ① 開示部分のみ複写機で複写する。
 - ② 不開示部分に袋をかけて閉鎖する。などの方法により、開示部分のみを閲覧に供する。
 - イ ア以外でとりはずしのできるものは、不開示部分をとりはずして開示部分のみを閲覧に供する。
 - (2) 開示部分と不開示部分が同一ページに記録されているとき
 - ア 行政文書を複写機で複写し、不開示部分をマジック等により黒く塗りつぶし、それを再度、複写機で複写する。
 - イ 不開示部分を遮へい物で覆って複写機で複写する。
- 3 電磁的記録について部分開示を行う場合の具体的な方法は、例えば次のような方法によるものとする。
 - (1) ビデオテープ、録音テープ等映像又は音声を記録した電磁的記録については、視聴に供することができる部分から不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、不開示情報に係る部分を区分して除くことにより、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときに、不開示情報に係る部分を除いて、当該行政文書を視聴に供する。
 - (2) その他の電磁的記録は、紙に出力して開示するものについては、紙の文書と同様の処理を行う。ただし、それ以外の方法(電磁的記録媒体への複製、データの置き換え)に容易に対応できる場合は、その方法によることができる。

第9条関係（公益上の理由による裁量的開示）

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号及び第2号の2の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について規定するものである。

【解説】

- 1 開示請求があった行政文書に不開示情報が記録されているときは、実施機関は開示してはならない。しかし、一般的には開示されないことの利益が認められる情報についても、高度の行政的な判断として、開示することに優越的な公益が認められる場合があり得る。そこで、本条では実施機関の裁量的判断による開示の根拠を定めたものである。
- 2 「第7条第1号（略）の情報を除く」とは、法令等の定め又は法的拘束力のある国からの指示により、公にすることができないとされている情報については、実施機関が裁量的に開示できないことを確認的に規定したものである。
- 3 「第7条（略）第2号の2の情報を除く」とは、第7条第2号の2に掲げる情報を不開示情報として規定した趣旨に鑑み、実施機関が裁量的に開示できないことを確認的に規定したものである。
- 4 「公益上特に必要があると認めるとき」

第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

第7条各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、個人に関する情報（同条第2号）及び法人等に関する情報（同条第3号）のように、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である場合には、開示をしなければならない（個人に関する情報については第2号ただし書イ、法人等に関する情報については第3号ただし書参照）。このほか、審議検討等情報（同条第5号）においては、「不当に損なうおそれ」とし、例えば、率直な意見交換を損なうおそれがあるとしても、不当に損なうものでなければ、開示することとなり、事務・事業情報（同条第6号）についても、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な遂行」でなければ、開示することとなる。

以上のように、第7条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報

を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第7条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるものである。

不開示情報は、人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上でなお不開示とすることの必要性が認められる情報であることから、「公益上特に必要があると認める」かどうかの判断に当たっては、個々の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に害することのないようにするものとする。

5 「当該行政文書を開示することができる。」

本条の適用に関しては、公益上特に必要と認めたにもかかわらず行政文書を開示しないことは想定できないが、その規定振り（「公益上特に必要があると認めるとき」）からも、処分の性質（不開示情報を開示すること）からも明らかなおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認める規定である。なお、この趣旨を明確化するため、見出しは「公益上の理由による裁量的開示」としている。

【運用】

本条の「公益上特に必要があると認めるとき」に該当して、行政文書を公開できる場合とは、緊急の災害発生時等基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得る特段の事情、必要性が現に存する場合に限られることに特に留意する必要がある。

第10条関係（行政文書の存否に関する情報）

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、行政文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

【解説】

1 実施機関は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（第11条参照）。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

2 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第7条各号の不開示情報の種類のそれぞれについて生じ得ると考えられる。

3 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定は、第11条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、申請に対する処分であることから、行政手続条例第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答え

ることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、開示請求に係る行政文書が存在しない場合であっても、本条の適用があることに留意する必要がある。例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

- 4 開示請求を拒否するときは、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であるが、この規定は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを応えることで、不開示情報として守られるべき利益が害されてしまうときにおける例外的措置を定めたものであるもので、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されるようなことのないようにしなければならない。
- 5 この規定を適用し開示請求を拒否しようとする場合にあっては、事前に、当該情報の内容及びこの規定を適用する理由を明らかにしたうえで、県政情報文書課に、その適否について協議するものとする。

【運用】

本条に該当すると考えられる請求の例としては、次のようなものが考えられる。

- ① 特定の個人の児童ケース記録に関する情報
- ② 特定の個人の病歴に関する情報
- ③ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報
- ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報
- ⑤ 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報
- ⑥ 試験問題の出題予定に関する情報

第 11 条関係（開示請求に対する措置）

（一部改正：平成 23 年熊本県条例第 11 号）

（開示請求に対する措置）

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定をした場合において、当該行政文書の全部又は一部が第 7 条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を第 1 項又は前項の規定による通知書に付記しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならないこと及び開示することができるようになる期日の付記について定めるものである。

【解説】

1 この条例の規定に従い適法になされた開示請求に対する決定には、開示、部分開示及び不開示の決定があり、いずれの決定を行った場合においても、実施機関は、速やかに、通知書により開示請求者に対して通知する義務を負うものである。

なお、実施機関の決定は、行政処分であり、この決定に不服がある者は、行政上又は司法上の救済を求めることができる。

2 開示決定（第 1 項）

（1）「開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし」

開示請求に係る行政文書をすべて開示する旨の決定（全部開示決定）と、開示請求に係る行政文書のうち一部分について開示し、その他の部分については開示しない旨の決定（部分開示決定）を含む。

「その旨の決定」の内容としては、全部開示か部分開示かの別（部分開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。

決定は、一件の開示請求につき複数行う場合もあり得る。例えば、開示請求に係る行政文書が大量である場合や、開示請求に係る複数の行政文書のうち一部に

については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した行政文書についてのみ先行して開示決定等を行うことも可能である。

(2) 「その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。」

開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項を通知するものであり、開示を実施する日時及び場所、開示の実施の方法、開示の実施に要する費用の額である。

なお、一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示決定の場合と同様、理由の提示及び審査請求の教示が必要となる。

3 不開示決定(第2項)

(1) 「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）」

開示請求に係る行政文書について、そのすべてを開示しない場合（開示請求に係る複数の行政文書のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る行政文書のすべてを開示しないときを含む。）であるが、具体的には、当該請求が条例に定める請求の要件に該当しないものも含めて以下の場合が該当すると考えられる。

- ① 条例第5条に定める請求権者でないものから請求があった場合
- ② 開示請求に係る行政文書の全部に不開示情報が記録されているため、すべて不開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- ③ 第10条の規定により開示請求を拒否する場合
- ④ 開示請求に係る行政文書を当該実施機関が保有していない場合又は開示請求の対象が、第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合。
- ⑤ 開示請求の対象が、第18条（他の法令との調整等）、第37条（適用除外）及び附則第6項各号（行政文書の開示についての規定の適用除外）により、条例による開示請求の対象外のものである場合。
- ⑥ 行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合。
- ⑦ 権利濫用に関する一般法理が適用される場合。

情報公開条例には、権利濫用に係る特別の規定を設けていないが、権利濫用が許容されないことは法令等の一般原則として当然であり、開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うことになる。どのような場合に権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。なお、開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい

支障が生じるおそれがあっても、前述のように実施機関の事務を停滞、混乱させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、処理期限の特例（第13条）により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。

いずれも処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。

(2) 「その旨を書面により通知しなければならない。」

開示しない旨の決定（不開示決定）をした旨を書面で開示請求をした者に通知しなければならないことを規定したものであるが、不開示決定の内容としては、不開示決定に係る行政文書の名称、不開示決定をした実施機関の名称、不開示決定の日付等が含まれる。

この通知を行う際には、行政手続条例第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求をすることができる期間）を書面により行うことが必要である。これらの事項を不開示決定の通知書に併記する。

このうち、理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すことになる。

また、開示請求に係る行政文書に複数の不開示情報が記録されている場合や一の情報が複数の不開示情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由の提示が必要である。なお、不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することはあり得る。

4 開示することができることとなる期日の付記(第3項)

「期日をあらかじめ明示することができるとき」

行政文書を不開示とする理由が、開示決定等をした日から起算して概ね1年以内に消滅し、その時点では開示することができることが明らかである場合などのように、不開示とする理由が将来の一定期日以降に消滅することが確実である場合をいう。この場合の期日とは、不開示とする理由が消滅することが確定する年月日のことであり、将来到来することが確実であっても、その期日が不確定なものはあたらない。

この期日付記は、行政文書の開示を求める請求者の権利をできるだけ尊重する立場から、行政文書を不開示とする場合及び行政文書の一部を開示する場合に、将来開示することができることとなる期日をあらかじめ知らせておこうとするものである。

【運用】

1 行政文書を開示しない理由の付記

行政文書を開示しない旨の決定（第10条の規定により行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書が不存在のときを含む。）又は第8条の規定により不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき第7条各号のいずれかに該当する情報に係る部分を除いて第1項の規定による行政文書を開示する旨の決定をした場合は、その理由を第2項の規定による通知書に記載しなければならない。（熊本県行政手続条例第8条参照）

例えば、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書が不存在のときに開示しない旨の決定を行うときには、次のようにその理由を明らかにしなければならない。

(1) 行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合

「文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することになるので、情報公開条例第10条に該当し、当該文書はあるともないとも答えられない。仮に存在するとしても、〇〇は〇〇であって、情報公開条例第7条第〇号に該当し不開示とされる情報である。」など

(2) 文書不存在の場合

「当該文書は、（文書の性質、不存在の事情等）のため、実施機関では作成又は取得しておらず、存在しない。」「当該文書は、〇年に作成された△年保存の文書であるため、〇年に廃棄済みであって、現在は存在しない。」など

第12条関係（開示決定等の期限）

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的な期限（当該開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日）及び正当な理由がある場合の延長可能な期限（当該開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して最大45日）及び手続を定めるものである。

【解説】

1 開示決定等を行うべき原則的期限（第1項）

(1) 「開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内にならなければならない。」

ア 実施機関は、行政文書の開示の請求があったときは、第1項の規定により開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない。

開示決定等を行ったときは、第11条の規定により速やかに、開示請求者に対し、通知しなければならない。

イ 「開示請求書が実施機関の事務所に到達した日」とは、開示請求書が実施機関の請求窓口である情報プラザ又は、各出先機関の総務課等に提出された日又は窓口で物理的に到達した日のことをいう。

ウ 「開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内」とは、期間計算については、初日（開示請求書が実施機関の事務所に到達した日）を算入し、15日目日が期間の満了日となることをいう。なお、民法（明治29年法律第89号）第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日にかかる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。

エ 本項は開示決定等の期限を定める規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が15日以内であることまでを求めているものではないが、実施機関は、

開示決定等をしたときは、速やかに第11条各項に規定する通知を行う必要がある。

- (2) 「第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」

ア 「補正に要した日数」とは、実施機関が第6条第2項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。この期間は、期間経過につき開示請求者に責があり、開示決定等の期間計算に含めることは適当でないため算入しないものである。

なお、この規定がなくても期間計算は同様に解されるところであるが、明確化を図ったものである。

イ 形式上の不備がある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

開示請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形式的審査により直ちに明らかになるものではない。例えば、行政文書の特定が十分かどうかは、実施機関において、開示請求書に記載された内容により確認することが必要である。このような期間は、適法な開示請求の場合であっても必要なものであり、期間計算の中に含めている。

ウ 行政文書が特定されているか否かについて実施機関と開示請求者の間に認識の相違がある場合など、実施機関が補正を求め続けることにより、いつまでも開示決定等の期限が到来しない事態が生じるおそれがある。

しかしながら、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなり、いつまでも期限が到来しないという事態は生じない。

- (3) 相当の期間を定めて補正を求めることと、開示決定等の期限との関係

第6条第2項において「相当の期間を定めて」補正を求めることとしている趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な開示請求であることを理由とする不開示決定を行えないこととするものであり、開示請求者による補正の機会を保障するための規定である。したがって、相当の期間を定めて補正を求めることと、開示決定等の期限とは直接関係しない。

補正がされないまま「相当の期間」が過ぎた場合には、実施機関は不開示決定を行うことができるようになるが、開示請求者が補正を行うために更に時間を必要とする場合などまで、不開示決定を行わなければならないわけではない。

補正を求めている間は、開示決定等を行うべき期間が進行しないので、実施機関が本条違反に問われることはない。

2 延長可能な期間（第2項）

- (1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

ア 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示を行うかどうかの決定をすることができないと認められる事情をいう。

「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る行政文書の量の多少、②開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査の難易、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」としては、例えば、第15条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、行政文書に記録されている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などが挙げられる。

イ 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」に該当するのは、おおむね次のような場合が考えられる。

- ① 一度に多くの種類又は量の行政文書についての開示請求がある等、短期間に検索し開示決定等を行うことが困難である場合、又は開示請求のあった行政文書の内容が複雑で期間内に開示決定等を行うことが困難である場合
 - ② 請求のあった行政文書に県以外の第三者に関する情報が記録されており、当該第三者の意見を聴く必要があることにより、期間内に開示決定等を行うことができない場合
 - ③ 複数の実施機関等に関係する情報が記録されているため、その実施機関等の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
 - ④ 天災の発生等のため、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき
 - ⑤ 年末年始休暇又は祝日等が重なり、執務ができない場合
 - ⑥ 突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合その他の合理的な理由により、期間内に開示決定等を行うことができない場合
- (2) 「当該開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。」

「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、事務処理上の困難その他正当な理由により15日以内に開示決定等を行うことができない場合にあっても、請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して45日以内に当該開示決定等を行わなければならないとする趣旨である。開示決定等をしたときは、第11条の規定により、速やかに、開示決定等の通知をしなければならない。

また、期間延長を再度行うことはできない。

なお、請求に係る行政文書が著しく大量であるため、請求書がその事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことに

より事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、本項ではなく、第13条の規定を適用することとなる。

- (3) 「速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。」

申請者の求めに応じ、申請に対する処分 of 時期の見通しを示すよう努めることは、行政手続条例第9条に定められているところであるが、この条例では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

「速やかに」とは、訓示的意味においてすぐにという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内に発送することが望ましい。

「延長後の期間」とは開示決定等が行われる時期の見込みを指すものであり、また、「延長の理由」としては期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

【運用】

- 1 「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」（第1項）としており、開示請求書に形式上の不備があっても、補正を求めないときは、原則どおり、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない。

なお、補正を求めた場合であっても、開示請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があった時点以降は、もはや補正に必要な期間とはいえないので、停止していた期間が再び進行することになる。

第13条関係（開示決定等の期限の特例）

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、著しく大量な行政文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めるものである。

【解説】

1 各実施機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、本規定を設けることにより、開示請求の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図るため、開示決定等の期限の特例を定めたものである。

2 「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」

開示請求に対し、第12条第2項の規定を適用し処理期限を45日まで延長したとしても、開示請求に係る行政文書のすべてについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、1件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

したがって、「開示請求に係る行政文書が著しく大量である」とは、一の実施機関が処理すべき開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合をいう。

「開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日以内」は、明文の確認規定は設けていないが、形式上の不備がある開示請求については、補正に要した日数を除いた期間である。

「事務の遂行に著しい支障」とは、実施機関の当該開示請求の処理を担当する部局が45日以内に処理することが不可能な場合又は45日以内に処理することで実施機関の遂行すべき他の通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。

- 3 「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」

「相当の部分」とは、開示請求に係る行政文書のうち、通常の事務の遂行に支障を来すことなく、開示請求を受けた実施機関が通常45日以内に開示決定等ができる分量を意味する。著しく大量な行政文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、45日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。当該開示請求に係る実施機関の実態に応じ、個別に判断される。

- 4 「残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」

当該開示請求のすべてを処理できない事情にかんがみ、当該残りの行政文書についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。実施機関は、ある程度のまとまりの行政文書ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」とは、残りの行政文書についても、実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、開示請求に係る行政文書の量や通常の決定期間内に処理できる行政文書の量等を勘案し、開示決定等を行うことができる合理的に必要な期間内に開示決定等を行わなければならないという意味である。当該開示請求に係る実施機関の実態に応じ、通常の事務の遂行に支障を来たさない範囲で、個別に判断される。

- 5 「同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。」

- (1) 本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、第12条第1項に規定する原則的な処理期間内に、必要な通知を行わなければならないこととしている。
- (2) 「同条第1項に規定する期間」とは、開示請求書がその事務所に到達した日から起算して15日（補正に要した期間を除く。）を指す。
- (3) 「その理由」とは、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。
- (4) 「残りの行政文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての行政文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかった場合には、開示請求者は、不作為についての審査請求や不作為の取消訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

- (5) なお、この書面においては、45日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、15日以内に通知しなければならないため、当該時点で45日以内に開示決定等をできる部分を的確に判断することが困難であること、45日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものである。

6 特定の実施機関に多数の開示請求が集中した場合の取扱い

1件の開示請求に係る行政文書の量は「著しく大量」ではないが、著しく多数の開示請求が一の実施機関に集中し、そのすべてについて45日以内に開示決定等をする事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合について、この条例は、特に規定を設けていない。これは、そのような事態が通常起こることを想定していないためである。

そこで、仮に、そのような事態が発生した場合には、開示請求権の的確な実現と他の行政事務の的確な遂行の確保との調和を図るという条例の規定の趣旨に照らし、実施機関は、多数の開示請求のうち、可能な範囲については第12条の処理期限内に開示決定等をし、残りの開示請求については、処理可能となった後、遅滞なく開示決定等をすべきことになる。

この場合、残りの開示請求は、第12条の定めるところにより処理されていないことになるが、同条は実施機関において可能な限りの措置を講じた上でもなお対応することが困難であり、真にやむを得ないとする正当な理由がある場合における例外的な取扱いを許容しない趣旨ではないと解される。このため、具体的な開示請求の集中の実情、他の行政事務を遂行する必要性等に照らし、45日以内にすべての事案について開示決定等を行おうとすると事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるという特段の事情がある場合には、残りの開示請求に対する応答の不作為は違法とはならないものと解される。

【運用】

- 1 この規定を適用する場合の開示請求者への通知は、第12条第1項に規定する期間内、すなわち開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内にしなければならないことに留意すること。
- 2 本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。
 - ① 開示請求書がその事務所に到達した日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
 - ② 開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。

- ③ 相当の期間（①の通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

第14条関係（事案の移送）

（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めるものである。

【解説】

1 本条は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときや当該行政文書に他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されているときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

2 移送の協議（第1項）

(1) 「他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」

「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る行政文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合、あるいは、当該行政文書に他の実施機関の事務・事業に密接な関連を有する情報が記録されている場合などであって、開示するか否かを他の実施機関の判断にゆだねた方が適当な場合である。

(2) 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる」

「協議の上、移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨で

あり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。

(3) 「事案を移送した旨を書面により通知」

事案を移送することにより、開示請求者が開示請求を行った実施機関とは異なる実施機関が開示決定等を行うことになることから、行政処分の主体の変更という重要性に照らし、書面により通知することを移送した実施機関に義務付けるものである。

書面による通知内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の名称及び移送の理由等である。

3 開示決定等（第2項）

(1) 「前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。」

移送の効果として、移送を受けた実施機関が本条例第11条各項の開示請求に対する措置（開示決定等）を行うことを明確にするため規定したものである。

(2) 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」

開示請求者に不利益が及ばないようにする趣旨で、移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものである。したがって、移送を受けた実施機関は、移送をした実施機関の事務所に開示請求書が到達した日を起算日とする決定期間内に開示決定等を行わなければならないものである(第12条及び第13条参照)。

「移送前にした行為」には、第6条第2項の開示請求書の補正などこの条例に基づき移送前にした行為をすべて含む。

4 開示の実施（第3項）

(1) 「移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない」

移送の効果として、移送を受けた実施機関が、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確化するために規定したものである。

(2) 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」

前段で規定されているとおり、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、移送の効果として、開示請求に係る行政文書が移送先に移るものではないことから、移送を受けた実施機関が円滑に開示の実施ができるよう、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。例えば、①移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供、②開示請求書及び及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した実施機関で開示請求書時の写しを作成・保管）、③他の実施機関が請求に係る行政文書を保有していない場合には、その開示請求に係る行政文書の写しの提供又は

原本の貸与、④原本を閲覧する方法による開示の実施のための行政文書の貸与又は場所（当該行政文書を保有している実施機関の組織の事務所）の提供などの協力が考えられる。

5 その他

- (1) 移送は専ら実施機関の内部の問題であることから、開示決定等の期限については、第12条第1項により、当初の開示請求書が移送をした実施機関の事務所に到達した日から進行する。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきものである。
- (2) また、開示請求権者との関係において、開示決定等を行うべき実施機関が何度も変わる事（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。
- (3) 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が請求に係る行政文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が請求に係る行政文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要がある。

【運用】

事案の移送は、実施機関相互の協議が整った場合に限り可能とするものであり、協議が不調に終わった場合は、開示請求を受けた実施機関が処理することとなる。

第15条関係（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

（一部改正：平成14年熊本県条例第10号）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イに規定する情報又は同条第3号ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であり、第三者に対する意見書提出の機会の付与、開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

【解説】

1 第三者に関する情報が記録されている行政文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとするとともに、公益上の理由により開示しようとするときには、当該機会を与えなければならないとし、

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間に一定の期間において、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図るものである。

2 任意的意見聴取（第1項）

(1) 趣旨

本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めるものである。

実施機関が開示・不開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義である。

しかしながら、第三者に関する情報が記録されている行政文書といっても、例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が開示に反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がないものもあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断にゆだねている。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、実施機関による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくとも、任意に、適宜の方法により行うことは可能である（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社に対しても同様）が、本項による手続を取った場合には、第3項の適用がある。

(2) 「第三者に関する情報が記録されているとき」

「第三者」とは、個人のほか、法人等をいう。また、情報提供者に限らない。

意見を聴くことができる「第三者」の範囲から、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社を除いているのは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社については、公共機関であって、私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しく、その意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

(3) 「開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して」

ア 「行政文書の表示」とは、行政文書の名称、作成・取得時期等の当該行政文書を特定するために必要な事項のほか、行政文書の一部に第三者に関する情報が記録されている場合における当該行政文書の一部を特定するために必要な事項等行政文書を特定するに足りる事項を意味するものであり、通知の相手方である第三者に対し、意見書提出の機会の付与に係る行政文書がどれであるかを当該第三者が判断できるように伝えることを意味する。

イ 「行政文書の表示」以外に通知すべき事項については、①開示請求の年月日、

②開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容及び③意見書を提出する場合の提出先及び提出期限がある。

ウ 「通知」とは、書面のほか、口頭により行う場合を含む。

(4) 「意見書を提出する機会を与えることができる」

ア 第三者に意見書を提出する機会を与えるかどうかは、実施機関の任意によるものである。

イ 第三者の意思表示は書面によることを要することを示すものである。これは、本項の規定による意見聴取の結果、開示に反対の意見が出されたときは、第3項の規定による手続を取ることが必要となるため、本条に基づく意見聴取手続については、その事実を明確にしておく必要があるからである。

ウ 開示・不開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が第7条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断にゆだねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

エ 第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の開示・不開示についてであり、開示請求に係る行政文書に記録されている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

3 必要的意見聴取（第2項）

(1) 趣旨

本項は、公益上の理由による開示の場合は、当該行政文書に記録されている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、当該第三者の権利利益と公益との比較衡量を慎重に行う必要があるため、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

本項が適用されるのは、第三者に関する情報が記録されている場合であって、次の三つの場合のいずれかに該当し、行政文書を開示しようとするときである。

- ① 個人識別情報又は権利利益侵害情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要と認められる場合（第7条第2号ただし書イ）。
- ② 法人等情報ではあるが、人の生命、身体等を保護するために、開示することが必要と認められる場合（第7条第3号ただし書）。
- ③ 不開示情報が記録されている行政文書ではあるが、開示することに特に公益上の必要性があると認められる場合（第9条）。

これらは、本来、当該第三者の権利利益だけを見れば、不開示情報として保護されるべきものであるにもかかわらず、他の公益との関係で開示されることとなるものである。このため、これらの場合には、第三者に意見書提出の機会を与え

ることを実施機関に義務付けることとした。

- (2) 「当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」

ア 「当該第三者」とは、公益上の理由による開示でなければ不開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る行政文書の他の情報に係る第三者は含まない。

イ 「行政文書の表示」以外に通知すべき事項については、第1項の規定による通知事項（①開示請求の年月日、②開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容及び③意見書を提出する場合の提出先及び提出期限）に加え、本項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由がある。

ウ 「書面により通知」とは、第1項と異なり、必要的意見聴取の規定であるので、書面により確実に行う必要があり、通知は書面によるべきことを明記している。

エ 「機会を与えなければならない」とは、第三者に意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務付けるものである。なお、第1項による場合と同様、実施機関は、第三者の意見に拘束されるものではない。

- (3) 「ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」

この例外規定は、同項が意見書提出の機会を義務づけており、実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された住所に郵送しても到達していない場合には、本ただし書が適用される。また、第三者が死亡している場合や、解散している場合も本ただし書の対象となる。

なお、第三者の所在が判明しない場合に公示送達を義務付けなかったのは、公示送達を行うこと自体が当該個人を識別されるおそれがあることに配慮したものである。

4 反対意見書を提出した場合の手続（第3項）

(1) 本項の趣旨

本条第3項は、第三者に関する情報が記録されている行政文書について、行政争訟の機会を確保するための手続を定めたものである。

本項は、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するため規定されたものである。

行政文書が一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、当該第三者の権利利益の保護に欠くことのないよう、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、当該第三者が開示に反対の意思を表示したにもかかわらず、開示の決定をしたときは、意見書提出の機会を与え

た第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととした。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は取消訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

(2) 「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき」

ア 「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

イ 第3項を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。

ウ 「開示決定をするとき」とは、行政文書の全部開示の決定に限らず、部分開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。

エ 「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を郵送に付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到着した時点の意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、開示決定等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮に入れることは当然可能である。

(3) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。」

ア いったん開示を実施すれば、第三者の権利利益が害されることがあったとしても、それを回復することは困難であることから、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、反対意見書を提出した第三者に行政争訟の機会を保障するための期間を設けることを実施機関に義務付けたものである。

イ 第三者が審査請求又は取消訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

ウ 開示請求者の速やかに開示を受ける権利の保障との関係で、期間を明確化することが適当である。

エ なお、実施機関の開示の決定に不服がある場合の審査請求期間は、行政不服審査法の規定により、決定のあったことを知った日の翌日から起算して三月とされているが、開示の実施までの期間を「2週間」としたのは、開示請求者の

迅速に開示を受けるという期待をも考慮したうえで、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。

オ「開示決定の日と開示を実施する日との間」とは、開示決定の日及び開示を実施する日を算入しない期間をいう。

カ個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことを妨げるものではないが、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

(4) 「開示決定後直ちに、・・・開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。」

ア 反対意見書を提出した第三者が行政争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定をしたときは直ちに行う必要がある。

イ 「開示決定後直ちに」とは、開示決定後即日であることをいう。したがって、開示請求者に通知すると同時に書面により通知するものとする。

ウ 「その理由」は、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないことと判断した理由又は公益上の理由による開示が必要と判断した理由を記載することになるが、開示することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、一々理由を加える必要はない。

エ 「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では確定日とならないので、開示を実施することが見込まれる日でもよい。

【運用】

開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定に対し、当該行政文書を開示請求者に開示を実施するまでの間に第三者から審査請求があった場合は、実施機関は、職権で当該行政文書の開示又は一部開示の実施を停止し、当該開示請求者にその旨を通知することが、第三者保護手続制度の趣旨に沿うものと考えられる。

第16条関係（開示の実施）

（開示の実施）

第16条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、開示決定に係る行政文書の開示をしなければならない。

2 行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書の開示をすることによりその保存に支障があると認めるとき、第8条の規定により行政文書の開示をするときその他相当の理由があるときは、文書又は図画については当該文書又は図画を複写したものの閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法として実施機関が定める方法により行うことができる。

【趣旨】

本条は、行政文書の全部又は一部を開示する旨決定した場合における行政文書の具体的な開示の実施の方法を定めるものである。

【解説】

1 「開示決定に係る行政文書の開示しなければならない」とは、実施機関に開示請求に係る行政文書の原本を開示することを義務付けたものである。

2 「行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。」とは、行政文書の開示は、第11条第1項の開示決定の通知書で指定した開示を実施する日時及び場所において行うことを明らかにしたものである。

3 開示の方法（第3項）

(1) 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる行政文書については、行政文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。

写しの作成については、通常は複写機によることとなる。

(2) 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況、部分開示への対応及び電子データの保護等セキュリティの確保に係る技術的・専門的な問題等を前提としつつ、開示請求者の便宜を考慮し、できる限りその要望に応える必要があることから、きめ細やかな対応が可能となるよう、実施機関が定めることとしたものである。

具体的には、①用紙に出力したものの閲覧、②専用機器により再生したものの

視聴、③用紙に出力したもの、フレキシブルディスクカートリッジ（FD）に複製したもの、光ディスク（CD-R）に複製したもの等の交付がある。

(3) 「実施機関が定める方法」は、「知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県規則第29号）」等に定められている。

(4) 「開示請求に係る行政文書の開示をすることによりその保存に支障があると認めるとき」とは、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することにより、当該行政文書の保存に支障がある場合等をいい、その場合は、当該原本を複製して、その複製したものをもって開示を行うことができるものである。

なお、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん行政文書の原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに不開示部分をマジック等により墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することで開示することもできるものである。

(5) 「その他相当の理由があるとき」とは、開示請求に係る行政文書の原本を事務事業に常用する必要がある台帳類等で、原本を閲覧等に供して開示することにより日常の事務事業の遂行に支障を生ずるおそれがあるとき、その他実施機関が行政文書の写しをもって原本の開示に代えることについて合理的な理由があるときをいう。

【運用】

1 行政文書を開示するに当たっての留意事項

行政文書を開示するに当たって、開示請求者に対し、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用するように啓発に努めるものとし、開示請求者が、第4条の規定に違反し、又は違反するおそれのある場合、行政文書を汚損し、又は破損する場合等は、当該行政文書が文書又は図画の場合は閲覧、電磁的記録の場合は文書又は図画の閲覧に準ずる方法として実施機関が定める方法（以下「行政文書の閲覧」という。）を中止させ、若しくは禁止し、又は当該行政文書が文書又は図画の場合は写しの交付、電磁的記録の場合は文書又は図画の写しの交付に準ずる方法として実施機関が定める方法（以下「行政文書の写しの交付」という。）をしないものとする。

2 行政文書の写しを請求された場合の事務処理

(1) 行政文書の写しの作成方法

行政文書の写しの作成方法は、文書又は図画については原則として複写機による複写によって行うものとし、電磁的記録については映像又は音声を記録したビデオテープ等を除き原則として用紙への出力によって行い、例外的に現有の機器で容易に対応できる場合は電磁的記録媒体への複製によって行うものとする。

なお、行政文書の写しの交付部数は開示請求のあった行政文書1件につき1部とする。

(2) 窓口において行政文書の写しを交付する場合の事務処理は、おおむね次のとお

り行うものとする。

ア 開示請求者が必要とする行政文書の写しの作成箇所を確認する。

イ 行政文書の写しの作成に要する費用を計算し、開示請求者に確認する。

ウ 開示請求者に所要事項を記入した写しの交付申込書を提出させる。

エ 行政文書の写しの作成に要する費用を徴収し、現金領収書を交付する。

オ 行政文書の写しを作成し、当該写しを開示請求者に交付する。

(3) 行政文書の写しの送付の方法により開示を実施する場合の事務処理は、おおむね次のとおり行うものとする。

ア 開示請求者に、写しの交付申込書（行政文書の写しの作成に要する費用の額を記入したもの）及び郵送に要する切手代を示した書類を送付する。

イ 開示請求者から、現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書により行政文書の写しの作成に要する費用、写しの交付申込書及び郵送に要する切手を送付させる。

ウ 開示請求者に、領収書と当該行政文書の写しを郵送する。

第17条関係（費用負担）

（費用負担）

第17条 前条第3項の規定により行政文書又はこれを複写したものの写しの交付（同項の実施機関が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして実施機関が定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例に基づき行政文書の写しの交付等を受ける者は、行政文書又はこれを複写したものの写しの作成及び送付、又はこれに準ずるものに要する費用を負担することを定めたものである。

【解説】

- 1 「写しの作成及び送付に要する費用」とは、文書又は図画については、複写に要する費用及びその送付に要する郵送料をいう。また、電磁的記録については、写しの作成及び送付に準ずるものとして実施機関が定める用紙への出力あるいは電磁的記録媒体への複製に要する費用をいう。
- 2 「写しの交付」に準ずる方法として「実施機関が定める方法」及び「写しの作成及び送付」に準ずるものとして「実施機関が定めるもの」は、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県規則第29号）等に定められている。

第18条関係（他の法令との調整等）

（他の法令との調整等）

第18条 この章の規定は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第16条第3項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条第3項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示等を定める法令又は他の条例の規定との調整措置を定めたものである。

【解説】

1 本条は、法令又は他の条例において何人に対しても一定の行政文書を開示する規定（一定の場合に開示しない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が第16条第3項本文の開示の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法）の開示の方法と同一である場合には、この条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、この条例を適用しないことを定めたものである。

2 「法令又は他の条例の規定により」

「法令又は他の条例」とは、第7条第1号の「法令若しくは条例」と同義である。本条の調整の対象となる規定は、何人にも開示することとされているものであつて、ただし書により一定の場合には開示をしない旨の定めがないものに限る。

3 「何人にも」

本条の調整措置の対象となる規定は、行政文書が「何人にも」開示することとされているものに限るものである。本人、利害関係者等特定の者に対して開示すべき旨の規定については、この条例が並行的に適用され、この条例に基づき、これらの行政文書の開示請求があつた場合には、当該規定の趣旨を考慮しつつ、当該行政文書がこの条例の不開示情報に該当するか否か個別に判断することとなる。

4 「開示請求に係る行政文書が第16条第3項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」

開示請求に係る「行政文書」としたのは、他の法令の規定において、実施機関以外の国、他の地方公共団体その他法人等が何人にも「文書」を開示することとされている場合を含まない趣旨である。

また、本条の調整措置の対象となるのは、法令又は他の条例の規定により「行政文書」を開示する場合に限るものであり、例えば、計画や指針等の「情報」を開示すべき旨の規定の場合には、本条の調整措置の対象とはならない。

「第16条第3項本文に規定する方法と同一の方法」については、他の法令の規定における開示の方法が本条例第16条第3項本文に規定する開示の方法（文書又は図画については、閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法）と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、法令又は他の条例において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、この条例では行わず、法令又は他の条例によることとなり、写しの交付のその他の方法による開示については、この条例に基づき、開示請求を行い、開示決定があれば、第16条第3項本文の規定により写しの交付その他の方法による開示をすることとする。

5 「（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）」

法令又は他の条例における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が第16条第3項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合に、この条例では当該同一の方法による開示を行わない。当該期間の前後においては、法令又は他の条例の規定に開示の定めがないことから、全面的にこの条例によることとなる。すなわち、この条例に基づく開示請求を行い、不開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があった場合には、開示を実施する。

6 「ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」

法令又は他の条例の規定において、何人にも行政文書を開示することとされているものの、例えば、「・・・正当な理由がなければこれを拒むことはできない」、「・・・おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」、「・・・がなければ、これを拒むことができない」（例 河川法第12条第4項、更生保護法第97条第2項）とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、この条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とならない。

7 「法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条第3項本文の閲覧とみなして」

「縦覧」は、本条例第16条第3項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に行政文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第16条第3項本文の閲覧とみなして、この条

例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

【運用】

1 法令又は他の条例の規定に閲覧等の手続が定められている行政文書について、開示請求があった場合の取扱い

(1) 法令又は他の条例の規定が当該行政文書の閲覧等の手続になんら限定を加えていない場合に、当該行政文書について開示請求があった場合には、本条第1項に該当するものであるので、当該法令又は他の条例に規定する閲覧等の手続によるよう求めるものとする。

ア 謄本等を交付する旨を定めているもの

- ・ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第48条による計量証明事業登録簿の閲覧及び謄本の交付
- ・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第16条による登録電気工事業者登録簿の閲覧及び謄本の交付
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条の2第3項による液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧及び謄本の交付
- ・ 漁船法（昭和25年法律第178号）第21条による漁船の登録の謄本の交付
- ・ 都市計画法第47条第5項による開発登録簿の閲覧及び写しの交付

(2) 法令又は他の条例の規定が当該行政文書の閲覧等の手続になんらかの限定を加えている場合に、当該行政文書について、例えば、次のアからウに掲げるような開示請求があった場合には、法令又は他の条例の規定に基づき開示ができる場合に当たらないので、実施機関は、当該行政文書の閲覧などの手続を限定している法令又は他の条例の趣旨を踏まえて、これに応じるか否かを決定するものとする。

ア 法令又は他の条例が開示方法として閲覧又は縦覧についてのみ定めている場合において、行政文書の開示のうちの写しの交付の請求があった場合。

（法令又は他の条例が閲覧又は縦覧についてのみ定めている例）

- ・ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第9条の規定による貸金業者登録簿の閲覧
- ・ 都市計画法第20条第2項の規定による都市計画決定図書の縦覧
- ・ 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条、第6条及び第12条・熊本県行政手続条例第5条、第6条及び第12条による審査基準、標準処理期間及び処分基準の閲覧
- ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第30条による特定非営利法人の提出資料の閲覧
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条による騒音規制地域関係図面の縦覧

- 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条による振動規制地域関係図面の縦覧
- 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第6条による悪臭規制地域関係図面の縦覧
- 旅行業法（昭和27年法律第239号）第21条による旅行業者登録簿の閲覧
- 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第2項による農業振興地域整備計画書の縦覧
- 森林法（昭和26年法律第249号）第39条の2第2項による保安林台帳の閲覧
- 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項による薬剤地上散布（県営）の対象森林の所在地の縦覧
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第13条による建設業許可申請書等の閲覧
- 道路法（昭和27年法律第180号）第28条第3項による道路台帳の閲覧
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第26条による地すべり防止区域台帳の閲覧
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第8項による複数建築物に対する制限の特例に関する認定計画の縦覧
- 建築基準法第93条の2による確認申請書に関する図書の閲覧
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の9による建築士事務所登録簿の閲覧

イ 法令又は他の条例が対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから行政文書の開示の請求があった場合。

（法令又は他の条例が閲覧等の対象者を限定している例）

- 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第15条の3の規定による公害審査会の事件の記録の閲覧（当事者）
- 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第84条第2項の規定による土地区画整理事業関係簿書の閲覧（利害関係者）
- 行政手続法第18条・熊本県行政手続条例第18条による不利益処分に係る事案について調査した結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧（当事者及び参加人）
- 行政手続法第24条・熊本県行政手続条例第24条による聴聞調書及び報告書の閲覧（当事者及び参加人）
- 行政不服審査法第38条による処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の閲覧及び写しの交付（審査請求人及び参加人）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の12第3項による産業廃棄物及び一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳

の閲覧(関係人)

- ・ 漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第10条による漁港台帳の閲覧(関係者)

ウ 法令又は他の条例が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に行政文書の開示の請求があった場合。

(法令又は他の条例が請求期間を限定している例)

- ・ 都市計画法第17条第1項の規定による都市計画決定の案の縦覧(案の公告の日から2週間)
- ・ 熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)第11条第3項の規定による自然環境保全地域の指定案の縦覧(案の公告の日から2週間)
- ・ 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年熊本県条例第66号)第5条による知事の資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書の閲覧(5年間)
- ・ 特定非営利活動促進法第10条第2項、第25条第5項及び第34条第5項による特定非営利法人の設立、定款変更及び合併の認証に係る書類の縦覧(2月間)
- ・ 地価公示法(昭和44年法律第49号)第7条による地価公示(1年間)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項及び第15条の2の6第2項による産業廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場)の設置許可申請書及び生活環境影響調査書の縦覧(1月間)
- ・ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項及び第89条の2第4項による換地計画書の写し・同法第8条第6項及び第87条第5項による土地改良事業計画書等の写しの縦覧(20日間以上)
- ・ 森林法(昭和26年法律第249号)第6条第1項による地域森林計画案の縦覧(30日間)
- ・ 都市計画法第17条第1項による都市計画の案の縦覧(2週間)
- ・ 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第7条、第16条及び第27条・熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第7条、第15条及び第23条による環境影響評価方法書・同準備書・同評価書の縦覧(1月間)
- ・ 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び同条第2項による道路区域を表示した図面、道路の供用を開始又は廃止する区域を表示した図面の縦覧(1月間)
- ・ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第4項による選挙運動に関する収入及び支出の報告書(領収書等の写しを除く。)の閲覧(3年間)
- ・ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条の2第2項による政治団体の収支報告書(領収書等の写しを除く。)の閲覧(3年間)
- ・ 政党助成法(平成6年法律第5号)第32条第5項による政党の支部報告書等

の閲覧(5年間)

第3章 審査請求等

第18条の2関係（県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（一部改正：平成27年熊本県条例第59号）

（県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求）

第18条の2 県が設立した地方独立行政法人若しくは公社がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人若しくは公社に対しされた開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該公社に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人若しくは公社がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人若しくは公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、県が設立した地方独立行政法人又は当該公社に対して行政不服審査法による審査請求をすることができることを確認したものである。

【解説】

- 1 この条例では、県が設立した地方独立行政法人及び公社を条例の実施機関とし、県が設立した地方独立行政法人及び公社が保有する情報の公開について県が設立した地方独立行政法人及び公社を行政庁と位置付け、条例の実施機関としている。したがって、県が設立した地方独立行政法人及び公社が行う開示決定等は行政庁の処分であり、当該開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法による審査請求をすることができる。
- 2 「当該地方独立行政法人又は当該公社に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる」とは、県が設立した地方独立行政法人若しくは公社が行った開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人若しくは公社に対する開示請求に係る不作為については、処分庁である当該地方独立行政法人又は当該公社に対して審査請求をすることを規定したものである。

第18条の3関係（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

（全部改正：平成27年熊本県条例第59号）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文に定める審理員の指名に係る規定を適用しないことを定めたものである。

【解説】

1 行政不服審査法第9条第1項は、審査請求を受けた行政庁（審査庁）が、審査庁に所属する職員のうちから、審理手続を行う者（審理員）を指名すること等を規定しているが、同項ただし書において、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名に関する規定を適用しないことができるとされている。

この審理員の指名手続は、審査請求に係る処分について、原処分に関与していない審査庁の職員が、自己の名において審理手続を主宰することにより、審理・裁決の公平性を確保することを趣旨とするものであるが、本条例に基づく開示決定等に対する審査請求については、従来から、第三者機関である情報公開審査会（平成31年4月1日以降は情報公開・個人情報保護審議会）において実質的審理が行われており、審理員による審理手続に関する規定を適用する実益が薄いと考えられることから、審理員の指名に関する規定を適用除外とするものである。

2 なお、行政不服審査法第9条第3項の規定により、審理員手続の一部を審査庁が行うこととなる。

第19条関係（審査請求があった場合の手続）

（一部改正：平成14年熊本県条例第10号）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（一部改正：平成27年熊本県条例第59号）

（一部改正：平成31年熊本県条例第9号）

（審査請求があった場合の手続）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に当該審査請求に対する裁決についての諮問をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
 - 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
 - 3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、審査請求を受けた実施機関は、原則として、速やかに、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への諮問を行い、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行うことを義務付けるものである。

【解説】

- 1 「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合」（第1項）
 - (1) 「開示決定等」とは、第11条第1項及び第2項の決定をいう。開示決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、開示決定等について不服がある者は、同法により、処分庁又は処分庁の最上級行政庁に対する審査請求をすることができる。
 - (2) この審査請求としては、不開示決定に対し、開示請求者が当該決定の取り消しを求める審査請求を起こすことが典型であるが、第三者に関する情報が記録された行政文書について開示決定がされた場合には、行政文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなる当該情報に係る第三者が取り消しを求める審査請求を起こすことも考えられる。また、第三者から審査請求があった場合

における開示決定の執行停止については、行政不服審査法に基づく手続によるものである(行政不服審査法第25条参照)。その場合、実施機関は、職権で当該行政文書の開示又は一部開示の実施を停止し、当該開示請求者にその旨を通知するものとする。

2 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、…速やかに、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に当該審査請求に対する裁決についての諮問をしなければならない。」(第1項)

(1) 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」とは、審査請求を受けた実施機関を意味する。

「裁決」とは、処分庁が行った開示・不開示の決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求に対し、審査庁(本庁担当課が行った処分の場合、当該本庁担当課。出先機関が行った処分の場合、本庁主管課)が行う判断行為をいう。

(警察本部長が実施機関の場合は、公安委員会が審査庁。)

(2) 審査請求の審査は、行政不服審査法に基づき、審査請求を受けた実施機関が行うものであるが、条例においては、当事者である実施機関の自己評価のみに任せるとはならず、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、審議会に対する諮問を行い、審議会の答申を受けて、裁決をすべきこととした。

ただし、審議会に諮問させる必要性がない場合として、本項第1号及び第2号の場合を諮問義務の例外として掲げている。

審査請求を受けた実施機関は、審議会に諮問する前に、本条第1号又は第2号の該当性を判断する必要がある。また、審議会の調査審議の手続は書面を中心に行われるものであるから、審議が効率的に行われるようにするため、実施機関は、諮問に際し、審査請求に対する考え方やその理由を記載した書面その他の必要な資料を審議会に提出すべきである。したがって、実施機関は、行政不服審査法に基づき、必要と認める調査を行った上で、速やかに審議会に諮問することとなる。

3 「審査請求が不適法であり、却下するとき。」(第1号)

(1) 「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項に基づき却下する場合を意味する。

本号に該当する場合としては、例えば、次のような場合があるが、このような場合については、第三者の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

① 審査請求が審査請求期間(原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月」。行政不服審査法第18条参照)の経過後にされたものである場合。

② 審査請求をすべき行政庁を誤ったものである場合。

③ 不服申立適格のない者からの審査請求である場合。

- ④ 存在しない開示決定等についての審査請求である場合。
 - ⑤ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求である場合（行政不服審査法第23条参照）。
 - ⑥ 審査請求の利益が消滅している場合。
- (2) なお、例えば、開示請求書に形式的な不備がある場合、開示請求の対象文書が行政文書に該当しない場合に、実施機関が不適法な開示請求に当たるとして不開示決定をしても、不服申立ては可能であり、上記(1)の場合に当たらない限り、審議会への諮問が必要となる。
- 4 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。（第2号）
- (1) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。
- ア 審査請求人の主張を全面的に認める場合は、審議会に諮問する必要性に乏しいため、諮問義務の例外としている。
- イ 本条の「開示決定等」とは、一部開示決定（不開示とした部分に係るもの）及び不開示決定であり、「開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定」は含まれない。これは、全部開示決定を取り消し又は変更して、行政文書の全部を開示することが考えられないためである。なお、第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。
- ウ 「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であることを理由として、不開示決定を取り消す場合等を意味する。
- 審査庁が裁決で不開示決定を取り消した場合、裁決は関係行政庁を拘束し、処分庁は裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない（行政不服審査法第52条）ので、原処分庁は開示決定を行うことになる。
- エ 「審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき」とは、開示請求者が不開示とされた行政文書のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。
- (2) 「当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。」との規定は、紛争の一回的解決を図る趣旨である。
- 反対意見書を提出した第三者のような反対利害関係人が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、不開示決定を取り消し、行政文書の開示をすることとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが

考えられる。

しかしながら、情報公開審査会制度を設けた趣旨にかんがみ、このような場合については、審査請求の段階で審議会の答申を踏まえることが適当であり、反対利害関係人が存在することが明確な場合、すなわち、第15条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、行政文書の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合には、行政文書の全部を開示することにより、意見書を提出した第三者の権利利益を害するおそれがあることから、諮問義務の例外事由の例外として諮問しなければならないこととした。

- 5 「前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。」(第2項)

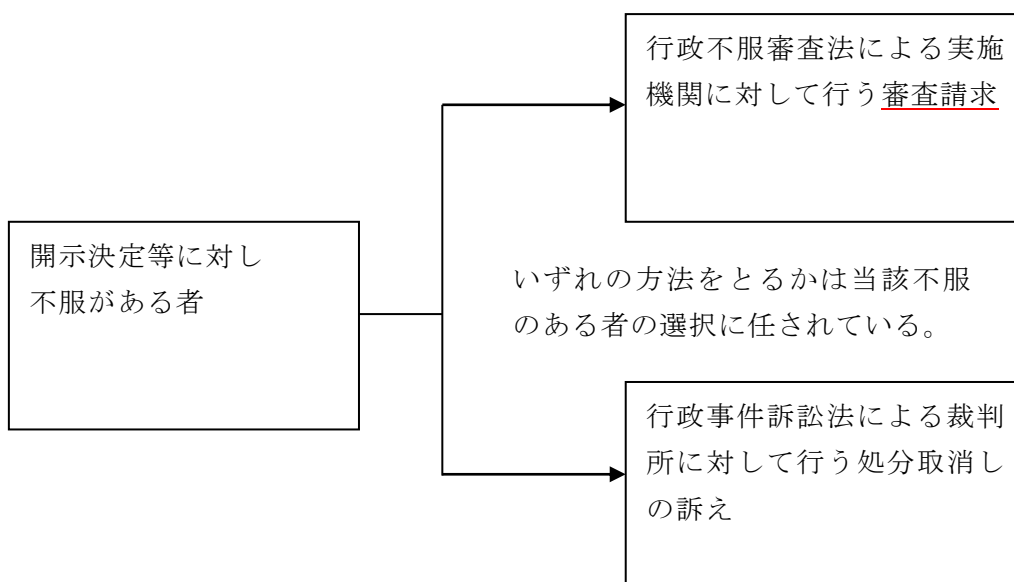
本項は、実施機関が、審議会へ諮問する際は、弁明書の写しを添付しなければならないことを定めたものである。

弁明書とは、処分についての審査請求であれば当該処分を行ったこと、不作為についての審査請求であれば処分を行っていないことの原因を説明した書面である。

- 6 「実施機関は、第1項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。」(第3項)

実施機関は、本条第1号に規定する場合を除き、審議会に諮問し、審議会の答申を受けた後、審査請求に対する裁決を行うことになるが、その答申を最大限尊重して、審査請求についての裁決を行うことを実施機関に義務付けたものである。

(注) 行政文書の開示決定等に対し不服のある者は、次図に掲げるような法的救済を受けることができる。



第20条関係（諮問した旨の通知）

（一部改正：平成27年熊本県条例第59号）

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）

は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、審議会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを諮問をした実施機関に対し、義務付けるものである。

【解説】

1 通知義務

(1) 審議会における調査審議の手續においては、審査請求人等に、審議会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、審議会における調査審議の手續が始まったことを知らせる必要がある。

このため、実施機関は、審議会に諮問をしたときは、諮問した旨を審査請求人等に対して直ちに通知しなければならないこととした。また、この通知は、知事の規則第12条の熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（知事の規則別記第12号様式）による。

(2) 「諮問をした旨を通知しなければならない」とは、審議会に諮問した実施機関に対し、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けたものである。反対意見書を提出した第三者には、この通知により、参加人になる機会を保障することとなる。

2 通知すべき相手方

(1) 通知すべき相手方の範囲は、審査請求手續に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな者（反対意見書を提出した第三者）としている。

(2) 「審査請求人」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求をした者をいう。また、「参加人」とは、実施機関の裁決に利害関係を有するものであって、行政不服審査法第13条の規定に基づき、審理員の許可を得て、又は審理員の求めに応じ、当該不服審査手續に参加人として参加した者をいう。

(3) 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。

開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

(4) 第3号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

3 本条の通知を実施機関に行わせることとしているのは、反対意見書を提出した第三者がいるかどうかについて、審議会は知らないこと、審査請求人等にとって、意見書提出等の準備の都合上、できる限り早い段階で通知されることが望ましく、また、審議会にとっても、その方が速やかに調査審議を進められることによるものである。

第 21 条関係（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

（一部改正：平成 27 年熊本県条例第 59 号）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 21 条 第 15 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を確保することを目的とするものである。

【解説】

1 第三者が開示に反対の意思を有する場合の手続（本文）

- (1) 一度行政文書が開示されると、当該行政文書に自らに関する情報が記録されている者にとって回復不可能な損害が生ずるおそれがある。このため、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示するに当たっては、事前に、当該第三者に十分な手続的保護が与えられる必要がある。

このため、開示決定を行うに当たっては、第三者に意見書提出の機会を与え、反対意見書が提出されたときは、開示決定の日と開示実施の日との間に 2 週間以上置き、第三者による争訟の機会を確保することとしている（第 15 条第 3 項）。

- (2) また、開示決定に対して、第三者がその取り消しを求める審査請求を行った場合でも、その審査請求を却下し、又は棄却するときは、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保する必要がある。

一方、不開示決定が行われたときは、その時点では第三者の権利利益を害するおそれはないが、当該不開示決定に対する審査請求が行われた結果、裁決で当該不開示決定が変更され、行政文書を開示することとする場合には、開示決定を行う場合と同様に、第三者の事前の手続的保障を図る必要がある。

- (3) 本条各号のいずれかに該当する場合には、第三者が行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起する機会を確保するため、第 15 条第 3 項と同様に、開示を実施する日までに 2 週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第15条第3項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

2 「開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決」（第1号）

(1) 本号は、開示決定の取り消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合を指す。

処分の取り消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利又は利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る行政文書に自己の情報が記録されている第三者であって当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなるものも行うことができる。逆に言えば、そのような開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、不服申立適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。

3 「審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）」（第2号）

(1) 本号は、審査請求を受けた実施機関が、行政文書の全部又は一部の不開示決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合を指す。

(2) 「審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決」

本号は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、原処分を開示決定に変更する裁決を指す。

行政文書の一部についてのみ開示することとし、その他の部分は不開示のままとする決定も含むが、この場合は、当該開示する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。

(3) 「第三者である参加人が行政文書の開示に反対の意思を表示している場合」

ア 第三者が参加人として、審査請求手続において、審査庁又は審議会に対し、行政文書の開示に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。

原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第20条の規定により、諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

イ 本号が適用されるのは、速やかな開示の実施を求める審査請求人と第三者と

の利害を調整する観点から、第三者が審査請求手続において開示に反対している場合に限られ、第15条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が、当然に本号の規定により保護されるわけではない。これは、次の理由によるものである。

- ① 反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起した場合であれば、本条第1号が適用されること。
- ② 開示請求者が審査請求を提起した場合は、反対意見書を提出した第三者には、第20条の規定により諮問をした旨の通知がなされるので、参加人として参加し、審査請求手続において反対の意思を表示する機会は保障されている。仮に、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないと考えられること。

ウ 審査請求が行われた結果、裁決で不開示決定が取り消された場合には、原処分庁は、当該裁決の趣旨に沿い、実施機関が改めて開示決定を行うこととなるが、当該開示決定は第11条に基づくものであり、第15条第3項が直接適用されることから、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間以上を置かなければならないことに留意すること。

なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の審査請求手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第15条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨にかんがみ、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

(一部改正：平成31年熊本県条例第9号)

第22条から第29条まで 削除

第4章 情報提供等

第30条関係（情報提供施策の推進）

（情報提供施策の推進）

第30条 県は、情報を県民に迅速かつ正確に提供するため、情報提供に関する施策の充実を図るものとする。

2 県は、県民が必要とする情報を効果的に提供するため、広聴に関する施策の充実に努めるものとする。

3 県は、前2項に定めるもののほか、情報提供に関する施策の推進を図るものとする。

【趣旨】

1 本条は、広く情報公開の総合的な推進を図る観点から、情報提供施策の拡充強化を図ることをより具体的に規定したものである。

2 第1項は、第2章に定める行政文書の開示等の制度のみでは県民に対する情報提供手段としては限界があることから、広く県民に対する情報提供施策の充実を図ることを明らかにしたものである。

3 第2項は、前項に定める情報提供に関する施策を効果的に実施するため、広聴に関する施策の充実に努めることを明らかにしたものである。

4 第3項は、前2項に定めるもののほか、情報提供に関する施策の推進を図り、県と県民との間の情報交流の機会の拡充等を図ることを定めたものである。

【解説】

1 「情報提供に関する施策の充実を図るものとする」とは、法令等の規定に基づく義務の有無又は県民からの請求の有無にかかわらず、開示請求を待たずに、広く県民に提供する情報の質、量をともに充実させ、情報提供に関する県民の要望に的確に応えることをいう。

従来から行ってきた情報の提供はもとより、例えば、①各実施機関の基本的な政策、重要な政策等に関する情報、②環境、消費者保護等の県民生活に関係が深い情報について、広く県民に、適切な時期に、適切な方法で提供していくなど、更に、情報提供の量的充実又は質的向上のための方策を講ずるよう努めることが求められる。

2 「広聴に関する施策」とは、県民がどのような行政情報を必要としているかをあらかじめ十分把握し、より効果的な情報提供施策に結び付けていく等のため、県政についての要望、意見、提言等の情報を県民から幅広く収集する施策をいう。

3 県は、法令等によって義務付けられている公表制度のほかに、県民が必要としている各種の情報を公表する等、県と県民との間の情報交流の機会の拡充等に努めるものとする。

【運用】

県は、県民が必要とする情報を県民に迅速かつ正確に提供するため、積極的な広報活動を行うとともに、情報プラザにおいても情報提供のための施策の整備、充実に努めるものとする。

第31条関係（情報公表責務）

（情報公表責務）

第31条 実施機関は、県民の県政への参加を促進し、開かれた県政の推進に資するため、県の重要な基本計画等の積極的な公表に努めなければならない。

2 実施機関は、前項の公表のための制度の整備及び充実に努めるものとする。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、県の重要な基本計画等の積極的な公表に関する実施機関の責務について定めたものである。
- 2 本条第2項は、公表のための制度の整備及び充実に努めるべき実施機関の責務について定めたものである。

【解説】

公表責務制度は、県民からの求めを待つことなく、県が保有する一定の情報を法令や要綱等の定めに基づき自ら広く一般に公開するものである。開示請求の手続によることなく県政情報を公にするものであり、より積極的に県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うするために行うものである。

【運用】

- 1 情報公表責務制度の手続き等については、「知事が所管する県政情報の公表等に関する要項」（平成13年3月21日知事決定）等に定めるところによる。
- 2 実施機関は、県民が知りたい情報の的確な把握に努め、県民の県政参加の促進、県政の公正な運営、県民の利便の増進に資する観点から、これを適切に評価して、積極的に情報の公表を行うものとする。

公表を行うに当たっては、情報の性格や内容に応じ、県民が理解しやすい形式、内容、利用しやすい手段、方法、場所等を可能な限り工夫するものとする。

なお、個別の法令等により一定の情報を公表する制度が設けられている場合は、当該法令等の定めるところによるが、実施機関は、法令等の趣旨に反しない限り、1の要項に準じた公表を行うことを妨げないなど、上記の点に留意し、総合的な制度運営を図るものとする。

第 3 2 条関係（附属機関等の会議の公開）

（附属機関等の会議の公開）

第 32 条 実施機関の附属機関及びこれに類するものは、次のいずれかに該当するときを除き、その会議を公開するものとする。

- （1） 不開示情報に該当する事項について審議等を行う会議を開催するとき。
- （2） 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

【趣旨】

本条は、附属機関等の会議の公開制度の根拠となるものである。

【解説】

附属機関等の会議の公開制度は、県のさまざまな施策の意思形成過程において重要な役割を担っている審議会等の会議の審議の状況を県民に明らかにすることにより、県民の県政への理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資するという条例の目的に合致し、この条例を基本とする情報公開制度の一層の充実につながるものである。

【運用】

附属機関等の会議の公開制度については、「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成 10 年 1 2 月 1 1 日 熊本県知事決定）に定めるところによる。

第 3 3 条関係（出資団体等の情報公開）

（出資団体等の情報公開）

第 33 条 県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人のうち実施機関が定めるもの（以下「出資団体等」という。）は、当該出資団体等の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等に対し、その情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

【趣旨】

- 1 第 1 項は、出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人が情報の公開に努める責務を定めたものである。
- 2 第 2 項は、実施機関による出資法人等に対する情報公開推進に必要な指導の責務を定めたものである。

【解説】

- 1 「県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人のうち実施機関が定めるもの」とは、県が出資する法人その他財政的援助、人的支援等を与える法人等のうち、業務内容が県行政と密接な関連を有していること、県行政の補完的・代行的機能を果たしていること、実施機関に準ずる公共性・公益性が認められることなどの理由から、実施機関が情報公開の推進が必要であると認める法人等をいう。本条の対象となる法人等は、実施機関の規則等で定めるものである。
- 2 県の出資団体等に対してはこの条例の直接の適用はないが、その公共性にかんがみ、出資団体等は、情報の公開に努めなければならない。ただし、出資法人等は、その設立の根拠、法的性格が様々で、業務内容も多岐にわたることから、それぞれの出資法人等の実情に応じて、情報公開を推進しなければならない。
- 3 実施機関は、出資団体等が、その性格や業務内容に応じ、自主的に情報公開制度を導入・実施するよう指導するなど必要な措置を講じなければならない。

【運用】

出資団体等の情報公開に関し、知事部局については、「知事が所管する熊本県出資団体等の情報公開に関する要項」（平成 1 8 年 3 月 3 0 日付け私文第 2 3 4 0 号）に基づき、情報の公開に努める出資団体等を定め、その推進を図っているところである。

第 3 3 条の 2 関係（指定管理者の情報公開）

（追加：平成 1 8 年熊本県条例第 1 8 号）

（指定管理者の情報公開）

第 33 条の 2 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、当該指定管理者が管理する県の公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

【趣旨】

- 1 第 1 項は、県の公の施設を管理する指定管理者について、指定管理者が保有する当該公の施設の管理に関する情報の公開に努める責務を定めたものである。
- 2 第 2 項は、実施機関による県の公の施設を管理する指定管理者に対する情報公開推進に必要な指導の責務を定めたものである。

【解説】

- 1 県の公の施設を管理する指定管理者に対してはこの条例の直接の適用はないが、その公共性にかんがみ、県の公の施設を管理する指定管理者は、情報の公開に努めなければならない。ただし、県の公の施設を管理する指定管理者は、その管理する公の施設の性質が様々で、業務内容も異なることから、当該指定管理者が管理する県の公の施設の実情に応じて、情報公開を推進しなければならない。
- 2 実施機関は、県の公の施設を管理する指定管理者が、当該指定管理者が管理する県の公の施設の実情に応じ、自主的に情報公開制度を導入・実施するよう指導するなど必要な措置を講じなければならない。

【運用】

県の公の施設を管理する指定管理者の情報公開に関し、知事部局については、「知事が所管する熊本県公の施設の指定管理者の情報公開に関する要項」（平成 1 8 年 3 月 3 0 日付け私文第 2 3 4 1 号）に基づき、その推進を図っているところである。

第 3 4 条 削除

第5章 雑則

第35条関係（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

（一部改正：平成23年熊本県条例第11号）

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第35条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書等管理条例第7条第2項又は第11条第3項に規定するもののほか、行政文書の検索に必要な資料等当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の円滑な運用を確保するため、実施機関が、資料の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずべきことを定めるものである。

【解説】

1 行政文書の特定に資する情報の提供等

(1) 「行政文書の特定に資する情報の提供」

「行政文書の特定に資する情報の提供」とは、開示請求をしようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報を提供することを意味する。

開示請求の手続について定めた第6条第1項第2号では、開示請求者は、実施機関に対し、開示請求書を提出することとされ、当該請求書には必要的記載事項として「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」を記載することとされている。しかし、県民一般にとって、自分の知りたい事柄に関する情報が、開示請求を求める実施機関においてどういう形で記録されているかを知ることは容易でないことが想定される。

このため、開示請求者がその請求前において、容易かつ的確に行政文書を特定できるようにするため、実施機関に対し、開示請求を求めようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うべき旨を定めたものである。

なお、開示請求書に、「開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」の記載が不十分なときは、実施機関は、開示請求者に対し、その補正を求めることができることとされているが、その際、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めることとされている（第6条第2項）。

(2) 「その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」

行政文書の特定に資する情報の提供以外の、開示請求をしようとする者の利便を考慮した措置としては、例えば、請求窓口の整備、開示請求に係る手続等の教示、実施機関の業務内容や事務の流れ等開示請求を行う手がかりとなる情報の提

供等が考えられる。

【運用】

- 1 行政文書の検索に必要な資料としては、行政文書等管理条例第7条に定める行政文書ファイル管理簿、同条例第11条に定める法人文書ファイル管理簿等を作成し、行政文書の開示を請求する者の利用に供するものとする。
- 2 特定人を名指しした請求等条例第10条を適用して行政文書の存否を明らかにしないで開示請求が拒否されることが想定される場合は、請求を受け付ける際に的確な情報提供を行って、できるだけ第10条の適用を回避できるように指導すべきである。

第36条関係（運用状況の公表）

（運用状況の公表）

第36条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、条例の運用状況の公表に関する知事の責務を定め、情報公開制度の健全な発展に資することを定めるものである。

【解説】

条例の情報公開制度が十分機能しているかどうかは、その目的に照らして重要な意味があり、条例の施行の状況を把握し、必要と認める場合にはその改善措置を適時適切に講ずる必要がある。

また、条例の施行の状況を広く県民等に明らかにし、本制度及びその運用に対する正確な理解を深めることも重要である。

このため、知事は、毎年1回前年度の各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめて公表することとしたものである。

【運用】

1 本条による運用状況の公表事項は、次のとおりとしている。

- (1) 行政文書の開示の請求件数
- (2) 行政文書の開示決定件数
- (3) 行政文書の非開示決定件数
- (4) 審査請求の件数
- (5) 審査請求の処理状況
- (6) 情報提供件数
- (7) 審議会等の会議の公開に関する指針の運用状況
- (8) その他

2 公表事項のとりまとめ及び公表の時期

知事は、毎年1回前年度の運用状況を取りまとめて、熊本県公報に登載することによって公表するものとしている。

第 37 条関係（適用除外）

（一部改正：令和 2 年熊本県条例第 43 号）

（適用除外）

第 37 条 この条例の規定は、次に掲げる行政文書については、適用しない。

- （1） 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- （2） 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 117 条第 1 項に規定する免許漁業原簿

【趣旨】

本条は、開示・不開示の取扱いが個別法の制度の中で体系的に整備されているとして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 43 号）により、情報公開法の規定を適用しないこととしたもののうち、実施機関が保有する行政文書については、法との整合性を図る必要があることから、この条例の規定を適用しないこととしたものである。

【解説】

- 1 訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第 53 条及び刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の審査請求につき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることから、情報公開法の制定に伴い、刑事訴訟法に新たに第 53 条の 2 が設けられており、この規定により、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定を適用しないとされたことを考慮し、この条例の規定は、刑事訴訟に関する書類及び押収物については適用しないこととしたものである。
- 2 漁業権は物権とみなされ（漁業法第 77 条第 1 項）、免許漁業原簿に登録することとされている（同法第 117 条第 1 項）。この免許漁業原簿については、①漁業法及び漁業登録令により、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するため、謄本・抄本の交付又は閲覧手続という一般的な行政文書の開示とは異なる独

自の完結した体系的な開示制度が設けられていること、また、②免許漁業原簿について、この条例により認証のない写しの交付等を認めることは、免許漁業原簿の認証制度の趣旨を損なうおそれがあることから、情報公開法の制定に伴い、漁業法第117条第3項（第20条第2項の規定を準用）が設けられており、この規定により、免許漁業原簿については、情報公開法の規定を適用しないとされたことを考慮し、この条例の規定は、免許漁業原簿については適用しないこととしたものである。

【運用】

1 刑事訴訟法においては、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むとされている。押収物には、押収の態様から差押えと領置の区別がある。差押えとは、差し押さえるべき物の所有者、所持者又は保管者から強制的にその物の占有を取得する処分をいい、領置とは、被告人、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物についてその占有を取得する処分をいう。

本条第1号は、主に警察本部長において保有されている次のような物その他の刑事訴訟に関する書類及び押収物を想定したものであるが、知事において同様の書類等を保有している場合もこの条例の規定は適用しない。

- ・ 被害届、告発状、告訴状
- ・ 実況見分調書、供述調書
- ・ 被疑者から押収したフロッピーディスク等の電磁的記録

第38条関係（委任）

（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【解説】

- 1 「この条例の施行に関し必要な事項」とは、行政文書の開示請求書、開示決定等の通知書等の諸様式、開示の実施方法等をいう。

附則関係

- (一部改正：平成12年熊本県条例第86号)
- (一部改正：平成14年熊本県条例第10号)
- (一部改正：平成15年熊本県条例第7号)
- (一部改正：平成18年熊本県条例第18号)
- (一部改正：平成19年熊本県条例第12号)
- (一部改正：平成23年熊本県条例第11号)
- (一部改正：平成26年熊本県条例第70号)
- (一部改正：平成27年熊本県条例第59号)
- (一部改正：平成28年熊本県条例第6号)
- (一部改正：平成29年熊本県条例第26号)
- (一部改正：平成29年熊本県条例第43号)
- (一部改正：平成31年熊本県条例第9号)
- (一部改正：令和2年熊本県条例第43号)
- (一部改正：令和4年熊本県条例第43号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び附則第6項第1号中公安委員会及び警察本部長に関する部分、第7条第2号ウ中警察職員に関する部分並びに附則第6項第4号及び第5号の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定によりされている公文書の開示の請求は、改正後の熊本県情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により熊本県公文書開示審査会に対しされている諮問は、新条例第19条第1項の規定による審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により任命された熊本県公文書開示審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第22条第3項の規定により、審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧条例第13条第3項の規定により任命された熊本県公文書開示審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 次に掲げる行政文書については、新条例第2章の規定は、適用しない。
 - (1) 昭和61年3月31日以前に実施機関（議会、公安委員会、警察本部長及び公社を除く。次号において同じ。）の職員が作成し、又は取得した行政文書（旧条例第2条第1項に規定する公文書（以下単に「公文書」という。）に限る。）
 - (2) 平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書を除く。）
 - (3) 平成13年3月31日以前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、又は

<p>取得した行政文書で、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>(4) 平成13年9月30日以前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。次号において同じ。）の職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>(5) 平成13年10月1日以後附則第1項ただし書に規定する規定の施行の前日に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>(6) 平成19年3月31日以前に実施機関（公社に限る。）の役員又は職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>7 実施機関は、前項第1号、第2号及び第5号に掲げる行政文書について開示の申出があったときは、当該行政文書を開示するよう努めるものとする。</p> <p>8 新条例第16条第3項及び第17条の規定は、前項の規定による行政文書の開示について準用する。</p> <p>9 平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書に限る。）については、新条例第7条から第9条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日、施行に当たっての経過措置等について定めたものである。

【解説】

1 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得した時期によるこの条例の適用関係は、次のとおりである(第1項、第6項及び第7項関係)。

(1) 議会・公安委員会・警察本部長及び公社以外の実施機関

区分	作成・取得時期	対象となる行政文書の区分	
		<p>決裁、供覧の手続が終了し、当該実施機関が保有しているもの(電磁的記録を除く。)(公文書)</p>	<p>実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(電磁的記録を含む。)(公文書を除く部分)</p>
1	昭和61年3月31日以前に作成・取得したもの	<p>適用しない。(第6項第1号)</p> <p>ただし、任意開示の対象となる。(第7項)</p>	<p>適用しない。(第6項第2号)</p> <p>ただし、任意開示の対象となる。(第7項)</p>
2	昭和61年4月1日以後平成13年3月31日以前に作成・取得したもの	適用する。	<p>適用しない。(第6項第2号)</p> <p>ただし、任意開示の対象となる。(第7項)</p>
3	平成13年4月1日以後に作成・取得したもの	適用する。	適用する。

(2) 議会

区分	作成・取得時期	対象となる行政文書の区分	
		決裁、供覧の手続が終了し、当該実施機関が保有しているもの(電磁的記録を除く。)(公文書)	実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(電磁的記録を含む。)(公文書を除く部分)
1	平成13年3月31日以前に作成・取得したもの	適用しない。(第6項第3号)	適用しない。(第6項第3号)
2	平成13年4月1日以後に作成・取得したもの	適用する。	適用する。

(3) 公安委員会・警察本部長

区分	作成・取得時期	対象となる行政文書の区分	
		決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が保有しているもの(電磁的記録を除く。)(公文書)	実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(電磁的記録を含む。)(公文書を除く部分)
1	平成13年9月30日以前に作成・取得したもの	適用しない。(第6項第4号)	適用しない。(第6項第4号)
2	平成13年10月1日以後公布の日から2年以内の規則で定める施行の日前に作成・取得したもの	適用しない。(第6項第5号) ただし、任意開示の対象となる。(第7項)	適用しない。(第6項第5号) ただし、任意開示の対象となる。(第7項)
3	公布の日から2年以内の規則で定める施行の日以後に作成・取得したもの	適用する。	適用する。

「公布の日から2年以内の規則で定める施行の日」とは、平成14年4月1日である(平成14年熊本県規則第18号)。

(4) 公社

区分	作成・取得時期	対象となる行政文書の区分	
		決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が保有しているもの(電磁的記録を除く。)(公文書)	実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(電磁的記録を含む。)(公文書を除く部分)
1	平成19年3月31日以前に作成・取得したもの	適用しない。(第6項第6号)	適用しない。(第6項第6号)
2	平成19年4月1日以後に作成・取得したもの	適用する。	適用する。

- 2 「従前の例による」(第9項)とは、平成13年3月31日以前に実施機関(公安委員会、警察本部長及び公社を除く。)の職員が作成し、又は取得した行政文書については、実施機関の職員が行政文書を作成し、取得した時期により平成10年6月22日の改正前の条例(以下「旧旧条例」という。)又は平成10年6月22日の改正後の条例(以下「旧条例」という。)第8条(開示しないことができる公文書)及び第9条(公文書の一部開示)を適用することをいう。

実施機関の職員が行政文書を作成し、取得した時期による条例の非(不)開示情報の規定の適用関係は、次のとおりである。

行政文書の作成・取得時期	条例の適用関係
平成10年9月30日以前に作成・取得した行政文書	旧旧条例第8条各号(非開示情報)を適用する。(公務員の職・氏名の開示及び実施機関との契約の相手方名の開示の規定が存在しない。)
平成10年10月1日以後平成13年3月31日以前に作成・取得した行政文書	旧条例第8条各号(非開示情報)を適用する。(公務員の職・氏名の開示及び実施機関との契約の相手方名の開示の規定が存在する。)
平成13年4月1日以後に作成・取得した行政文書	本条例第7条各号(不開示情報)を適用する。

附則（熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年熊本県条例第86号））

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

この改正条例は、次に掲げる事項を内容とするものである。

- 1 第2条第1項に規定する実施機関に、議会を追加する。
- 2 第7条に規定する不開示情報に、議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を追加する。
- 3 その他議会に関する情報公開制度の施行に係る所要の経過措置を講ずる。

附則（熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第10号））

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第15条の改正規定並びに次項の規定は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律附則第1条本文の政令で定める日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の熊本県情報公開条例（以下この項において「新条例」という。）第7条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求（新条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置を講じたものである。

【解説】

- 1 この改正条例は、次に掲げる事項を内容とするものである。
 - (1) 審査会（平成31年4月1日以降は熊本県情報公開・個人情報保護審議会）に対して諮問しなければならないとされる実施機関に、公安委員会及び警察本部長を追加する。
 - (2) 審査会の委員の守秘義務違反に係る罰則規定を創設する。（平成31年4月1日付で熊本県情報公開条例から当該条文を削除）
 - (3) 個人情報のうち、独立行政法人等の役員及び職員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を不開示条項から除去し開示することとする等、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）による情報公開法の一部改正に伴う関係規定の整備を行う。
- 2 第1項は、施行期日を定めたものであり、上記(1)及び(2)については公布の日（平成14年3月25日）とし、上記(3)については独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律附則第1条本文の制令で定める日（同法の施行の日）とするものである。
- 3 第2項は、所要の経過措置を講じたものである。

附則（熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第7号））

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

この改正条例は、日本郵政公社法（平成14年法律第97号）に基づき日本郵政公社が平成15年4月1日に成立し、同法第50条の規定により、その役員及び職員は国家公務員とされることに伴い、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）中、公務員等の定義に関する規定の整備を行うものである。

附則（熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第18号））

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成19年4月1日から、第3条の規定は平成19年10月1日から施行する。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

この改正条例は、次に掲げる事項を内容とするものである。

1 平成18年4月1日施行に係るもの

- (1) 実施機関に県が設立する地方独立行政法人を加え、公営企業管理者を削る。
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている地方独立行政法人並びにその役員及び職員に関する情報の公開について、地方公共団体及び地方公務員に関する情報と同様に取り扱う。
- (3) 県の公の施設を管理する指定管理者は、当該公の施設の管理に関する情報の公開に努め、実施機関は必要な指導に努めるものとするとの規定を新設する。
- (4) 情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰金額を30万円以下から50万円以下に引き上げる。（平成31年4月1日付で熊本県情報公開条例から当該条文を削除）
- (5) その他、所要の規定の整備を行う。

2 平成19年4月1日施行に係るもの

- (1) 実施機関に熊本県住宅供給公社及び熊本県道路公社（以下「公社」という。）を加える。
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている公社並びにその役員及び職員に関する情報の公開について、地方公共団体及び地方公務員に関する情報と同様に取り扱う。
- (3) その他、所要の規定の整備を行う。

3 平成19年10月1日施行に係るもの

公務員等に関する規定から日本郵政公社の役員及び職員を除く。

附則（熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係
条例の整備等に関する条例（平成19年熊本県条例第12号））

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の熊本県行政手続条例、熊本県情報公開条例、熊本県個人情報保護条例又は熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以降に病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、施行日以降はそれぞれ改正後の熊本県行政手続条例、熊本県情報公開条例、熊本県個人情報保護条例又は熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、病院事業の管理者がした処分その他の行為又は病院事業の管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

【趣旨】

この条例の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置を講じたものである。

【解説】

- 1 この条例は、熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年熊本県条例第10号）の施行に伴い、実施機関に病院事業の管理者を加えるものである。
- 2 第1項は、施行期日を定めたものである。
- 3 第2項は、所要の経過措置を講じたものである。

附則（熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）の施行に伴う熊本県情報公開条例の一部改正）

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）の施行に伴い、特定歴史公文書が行政文書の定義から除かれることにより、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）中、行政文書の定義に関する規定の整備を行うものである。

附則（熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成26年熊本県条例第70号））

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

この改正条例は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正に伴い、国家公務員の身分を付与される法人が、特定独立行政法人から行政執行法人に改正されることに伴い、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）中、公務員等の定義に関する規定の整備を行うものである。

附則（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年熊本県条例第59号））

附則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の熊本県情報公開条例(以下この項において「新情報公開条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる新情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等又は施行日以後にされる新情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた第3条の規定による改正前の熊本県情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等又は施行日前にされた同条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置を講じたものである。

【解説】

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に伴い、規定の整備等を行うものである。
 - (1) 法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする。
 - (2) 不作為に係る審査請求に対する裁決を熊本県情報公開審査会（平成31年4月1日以降は熊本県情報公開・個人情報保護審議会）（以下「情報公開審査会（審議会）」という。）の諮問対象に追加する。
 - (3) 情報公開審査会（審議会）の委員による調査手続を設ける。
 - (4) 審査請求人等は、情報公開審査会（審議会）に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができることとする。
 - (5) 法の施行に伴う所要の規定の整理を行う。
- 2 第1項は、施行期日を定めたものである。
- 3 第2項は、所要の経過措置を講じたものである。

附則（熊本県手数料条例等の一部を改正する条例（平成28年熊本県条例第6号））

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中熊本県手数料条例第2条第1項第239号及び第514号の改正規定並びに第2条の規定 公布の日
 - (2) 附則第4項及び第6項の規定 平成28年3月23日
 - (3) 第1条中熊本県手数料条例第2条第1項第60号の4の次に10号を加える改正規定、同条例別表第2及び別表第5から別表第7までの改正規定並びに附則第5項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第57号の4の次に10号を加える改正規定に限る。） 平成28年6月23日

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置を講じたものである。

【解説】

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、手数料等の規定を整備するものである。
 - (1) 条例第26条第1項の規定に基づく意見書又は資料の写しの交付の際に、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に定める額を手数料として負担しなければならない。
 - (2) 手数料について、経済的困難を理由に納付する資力がないと認めるときは、この手数料を減免できることとする。
- 2 第1項は、施行期日を定めたものである。

附則（熊本県情報公開条例及び熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第26号））

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 熊本県住宅供給公社が保有する行政文書（熊本県情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の開示その他第1条の規定による改正前の熊本県情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）の規定に基づく事務については、熊本県住宅供給公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。
 - 3 熊本県住宅供給公社が保有する法人文書（熊本県行政文書等の管理に関する条例第2条第4項に規定する法人文書をいう。以下同じ。）の整理その他第2条の規定による改正前の熊本県行政文書等の管理に関する条例（以下「旧文書管理条例」という。）の規定に基づく事務については、熊本県住宅供給公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。
 - 4 熊本県住宅供給公社は、熊本県住宅供給公社の清算が終了した際に保有している法人文書については、知事に引き継ぐものとする。
 - 5 熊本県住宅供給公社の清算が終了した際に熊本県住宅供給公社に対してされている旧情報公開条例第6条第1項の規定による行政文書の開示の請求（以下「旧開示請求」という。）については、知事に対してされている第1条の規定による改正後の熊本県情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第6条第1項の規定による行政文書の開示の請求とみなす。
 - 6 熊本県住宅供給公社の清算が終了した際に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき熊本県住宅供給公社が行った開示決定等（熊本県情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。）又は熊本県住宅供給公社に対する旧開示請求に係る不作為に対してされている審査請求については、知事に対してされている審査請求とみなす。
 - 7 新情報公開条例第2章の規定は、知事が熊本県住宅供給公社から承継した行政文書のうち、熊本県住宅供給公社の職員（役員を含む。）が平成19年3月31日以前に作成し、又は取得したものについては、適用しない。
 - 8 熊本県住宅供給公社の清算の終了により知事が承継した法人文書については、熊本県住宅供給公社が旧文書管理条例の規定に基づき行った事務（附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧文書管理条例の規定に基づき行った事務を含む。）を知事が旧文書管理条例の規定に基づき行った事務とみなして、第2条の規定による改正後の熊本県行政文書等の管理に関する条例の規定を適用する。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置を講じたものである。

【解説】

- 1 熊本県住宅供給公社が平成29年3月31日に解散したことに伴い、実施機関から熊本県住宅供給公社を削るものである。
- 2 第1項は、施行期日（平成29年7月6日）を定めたものである。
- 3 第2項から第8項は、所要の経過措置を講じたものである。

附則（熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号））

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

この改正条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の一部改正により同法第5条に規定する不開示情報に当たる「個人に関する情報」の範囲が明確化されたことを踏まえ、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）中、不開示となる個人に関する情報の範囲に関する規定の整備を行うものである。

施行期日は、平成29年12月21日である。

附則（熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号））

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県情報公開条例第19条第1項の規定により熊本県情報公開審査会に対してされている諮問又は改正前の熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定により熊本県個人情報保護審査会に対してされている諮問は改正後の熊本県情報公開条例第19条第1項の規定により審議会に対してなされた諮問又は改正後の熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定により審議会に対してなされた諮問とみなし、当該諮問について熊本県情報公開審査会又は熊本県個人情報保護審査会がした調査審議の手續は審議会がした調査審議の手續とみなす。

（熊本県情報公開条例の一部改正）

- 3 熊本県情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第5章 雑則（第34条—第38条）」を「第5章 雑則（第34条—第38条）」に改める。

第19条第1項中「熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第22条から第29条までを次のように改める。

第22条から第29条まで 削除

第6章を削る。

（秘密保持義務等に関する経過措置）

- 5 熊本県情報公開審査会、熊本県個人情報保護制度審議会又は熊本県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 6 附則第3項及び第4項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（熊本県手数料条例の一部改正）

- 7 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第625号の8中「熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第26条第1項」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）第13条第1項」に、「情報公開審査会資料等交付手数料」を「情報公開・個人情報保護審議会資料等交付手数料」に改め、同項第625号の9を次のように改める。

(625)の9 削除

第6条の2中「熊本県情報公開条例第26条第1項、熊本県個人情報保護条例第39条第1項」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第13条第1項」に改め、同条第3号中「熊本県情報公開条例第22条第1項の熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表第26の11中「、第625号の9」を削る。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 8 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第564号の44中「情報公開審査会資料等交付手数料」を「情報公開・個人情報保護審議会資料等交付手数料」に改め、同項第564号の45を次のように改める。

564の45 削除

【趣旨】

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例(平成31年熊本県条例第9号)の施行期日及び施行に当たっての経過措置並びに熊本県情報公開条例の一部改正等について定めたものである。

【解説】

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例(平成31年熊本県条例第9号)は、熊本県情報公開審査会並びに熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会を統合するために制定されたものであり、「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」の設置、その組織及び運営に関し必要な事項を定めている。

附則（熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（令和２年熊本県条例第４３号））

附 則

この条例は、令和２年１２月１日から施行する。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

この改正条例は、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）の一部改正に伴う所要の規定の整理（第３７条第２号関係）を行うものである。

附則（個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例
（令和4年熊本県条例第43号））

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）附則第2項の規定による廃止前の熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条第1項若しくは第2項（同条例第23条第2項及び第25条の4第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項又は第25条の4第1項の規定による請求に係る改正前の熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

この改正条例の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置を定めたものである。

【解説】

- 1 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係条例の規定の整備等を行ったものである。
このうち熊本県情報公開条例については、以下(1)及び(2)について改正を行った。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報又はその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を不開示情報に追加する。（第7条第2号の2関係）
 - (2) (1)の情報を公益上の理由による裁量的開示の対象外とする。（第9条関係）
- 2 第1項は、この改正条例の施行期日を定めたものである。
- 3 第2項は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例に係る所要の経過措置を講じたものである。